

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
d. 原子炉格納容器換気空調系隔離									
(1) 原子炉格納容器換気空調系隔離作動論理回路	—	モード1, 2, 3及び4	2系統 ^{※16}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャーは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を行う。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。	12時間			
					及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	56時間			
(2) 手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照								
	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 原子炉格納容器隔離A (2) 手動起動を参照。								
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照								
4. 主蒸気ライン隔離									
a. 主蒸気ライン隔離系作動論理回路	—	モード1, 2(c)及び3(c)	2系統 ^{※16}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャーは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を行う。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。	12時間			
					及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	36時間			
d. 原子炉格納容器換気空調系隔離									
(1) 原子炉格納容器換気空調系隔離作動論理回路	—	モード1, 2, 3及び4	2系統 ^{※16}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャーは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気・制御グループマネージャー
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。	12時間			
					及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	56時間			
(2) 手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照								
	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 原子炉格納容器隔離A (2) 手動起動を参照。								
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照								
4. 主蒸気ライン隔離									
a. 主蒸気ライン隔離系作動論理回路	—	モード1, 2(c)及び3(c)	2系統 ^{※16}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャーは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気・制御グループマネージャー
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。	12時間			
					及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	36時間			
備考	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映、LC0を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）								

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
b. 手動起動	-	モード1, 2(c)及び3(c)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を行う。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2 発電長(2号炉担当)は、モード4にする。	12時間 36時間			
c. 原子炉格納容器圧力異常高	138kPa [gage]以下	モード1, 2(c)及び3(c)	4 ^{※13}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※14}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2 発電長(2号炉担当)は、モード4にする。	12時間 36時間			
d. 主蒸気ライン圧力低	3.36MPa [gage]以上	モード1, 2(c), 3(a)及び3(c)	各主蒸気ライン毎に3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2 発電長(2号炉担当)は、モード4にする。	12時間 36時間			
e. 主蒸気ライン圧力減少率高	-0.87MPa [gage]以上	モード3(b)及び3(c)	各主蒸気ライン毎に3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2 発電長(2号炉担当)は、モード4にする。	12時間 36時間			

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
b. 手動起動	-	モード1, 2(c)及び3(c)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気・制御グループマネージャー
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2 発電長(2号炉担当)は、モード4にする。	12時間 36時間			
c. 原子炉格納容器圧力異常高	138kPa [gage]以下	モード1, 2(c)及び3(c)	4 ^{※13}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※14}	6時間	設定値確認及び機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気・制御グループマネージャー
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2 発電長(2号炉担当)は、モード4にする。	12時間 36時間			
d. 主蒸気ライン圧力低	3.36MPa [gage]以上	モード1, 2(c), 3(a)及び3(c)	各主蒸気ライン毎に3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気・制御グループマネージャー
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2 発電長(2号炉担当)は、モード4にする。	12時間 36時間			
e. 主蒸気ライン圧力減少率高	-0.87MPa [gage]以上	モード3(b)及び3(c)	各主蒸気ライン毎に3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気・制御グループマネージャー
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2 発電長(2号炉担当)は、モード4にする。	12時間 36時間			

備考	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則改正を反映、LCOを満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更)								
----	---	--	--	--	--	--	--	--	--

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																																																																		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																																																																
5. 給水隔離																																																																																																									
a. 給水隔離作動論理回路	—	モード1, 2(d)及び3(d)	2系統 ^{※16}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を行う。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー																																																																																																
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間																																																																																																			
b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの77.0%以下	モード1, 2(d)及び3(d)	1基あたり4 ^{※13}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※14}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー																																																																																																
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間				動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	発電長（2号炉担当）																																																																																													
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1.非常用炉心冷却系を参照。																																																																																																								
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	294.5℃以上	モード1, 2(d)及び3(d)	4 ^{※13}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※14}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー																																																																																															
					B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間				動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	発電長（2号炉担当）																																																																																												
原子炉トリップ	表2-3-3-2 原子炉保護系計装を参照																																																																																																								
敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）																																																																																																									
敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>設定値</th> <th>適用モード</th> <th>所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th colspan="4"></th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10">5. 給水隔離</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">a. 給水隔離作動論理回路</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">モード1, 2(d)及び3(d)</td> <td rowspan="2">2系統^{※16}</td> <td>A. 1系統が動作不能である場合</td> <td>A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。</td> <td>6時間</td> <td rowspan="2">機能の確認を行う。</td> <td rowspan="2">定期事業者検査時</td> <td rowspan="2">電気・制御グループマネージャー</td> </tr> <tr> <td>B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">b. 蒸気発生器水位異常高</td> <td rowspan="2">計器スパンの77.0%以下</td> <td rowspan="2">モード1, 2(d)及び3(d)</td> <td rowspan="2">1基あたり4^{※13}</td> <td>A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合</td> <td>A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。^{※14}</td> <td>6時間</td> <td rowspan="2">設定値確認及び機能の確認を行う。</td> <td rowspan="2">定期事業者検査時</td> <td rowspan="2">電気・制御グループマネージャー</td> </tr> <tr> <td>B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。</td> <td>12時間 36時間</td> <td>動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>毎日1回</td> <td>発電長（2号炉担当）</td> </tr> <tr> <td>c. 非常用炉心冷却系作動</td> <td colspan="9">機能1.非常用炉心冷却系を参照。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致</td> <td rowspan="2">1次冷却材平均温度低</td> <td rowspan="2">294.5℃以上</td> <td rowspan="2">モード1, 2(d)及び3(d)</td> <td rowspan="2">4^{※13}</td> <td>A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合</td> <td>A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。^{※14}</td> <td>6時間</td> <td rowspan="2">設定値確認及び機能の確認を行う。</td> <td rowspan="2">定期事業者検査時</td> <td rowspan="2">電気・制御グループマネージャー</td> </tr> <tr> <td>B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。</td> <td>12時間 36時間</td> <td>動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>毎日1回</td> <td>発電長（2号炉担当）</td> </tr> <tr> <td>原子炉トリップ</td> <td colspan="9">表2-3-3-2 原子炉保護系計装を参照</td> </tr> </tbody> </table>										機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項							条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	5. 給水隔離										a. 給水隔離作動論理回路	—	モード1, 2(d)及び3(d)	2系統 ^{※16}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気・制御グループマネージャー	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間	b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの77.0%以下	モード1, 2(d)及び3(d)	1基あたり4 ^{※13}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※14}	6時間	設定値確認及び機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気・制御グループマネージャー	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	発電長（2号炉担当）	c. 非常用炉心冷却系作動	機能1.非常用炉心冷却系を参照。									d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	294.5℃以上	モード1, 2(d)及び3(d)	4 ^{※13}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※14}	6時間	設定値確認及び機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気・制御グループマネージャー	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	発電長（2号炉担当）	原子炉トリップ	表2-3-3-2 原子炉保護系計装を参照								
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																																																																		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																																																																
5. 給水隔離																																																																																																									
a. 給水隔離作動論理回路	—	モード1, 2(d)及び3(d)	2系統 ^{※16}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気・制御グループマネージャー																																																																																																
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間																																																																																																			
b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの77.0%以下	モード1, 2(d)及び3(d)	1基あたり4 ^{※13}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※14}	6時間	設定値確認及び機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気・制御グループマネージャー																																																																																																
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間				動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	発電長（2号炉担当）																																																																																													
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1.非常用炉心冷却系を参照。																																																																																																								
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	294.5℃以上	モード1, 2(d)及び3(d)	4 ^{※13}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※14}	6時間	設定値確認及び機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気・制御グループマネージャー																																																																																															
					B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間				動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	発電長（2号炉担当）																																																																																												
原子炉トリップ	表2-3-3-2 原子炉保護系計装を参照																																																																																																								
備考	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映、LCOを満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）																																																																																																								

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. インターロック									
a. P-11	加圧器圧力 13.24±0.12 MPa[gage]	モード1, 2 及び3(a)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A.1 発電長(2号炉担当)は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2 発電長(2号炉担当)は、モード4にする。	12時間 36時間			

※17：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. インターロック									
a. P-11	加圧器圧力 13.24±0.12 MPa[gage]	モード1, 2 及び3(a)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A.1 発電長(2号炉担当)は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気・制御グループマネージャー
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2 発電長(2号炉担当)は、モード4にする。	12時間 36時間			

※17：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

備考

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映、LCOを満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定(変更前)

表233-4 事故時監視計装

項目	機能	適用モード	所要チャンネル	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※18}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1次冷却系計装	1次冷却材圧力	モード1, 2及び3	2	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を行う。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
	加圧器水位		2						
	1次冷却材温度(広域)(高温側)		4						
	1次冷却材温度(広域)(低温側)		4						
化学体積制御系計装	ほう酸タンク水位		4	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
主蒸気及び給水, 補助給水系計装	蒸気発生器圧力		各ライン2						
	復水タンク水位		2						
	蒸気発生器水位(広域)		4						
	蒸気発生器水位(狭域)		各SG2						
燃料取替用水系計装	燃料取替用水タンク水位		2	C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 電気・制御グループマネージャは、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。	10日			
	原子炉格納容器関連計装		格納容器再循環サンプ水位(広域)						
格納容器再循環サンプ水位(狭域)			2						
格納容器内圧力		2							
格納容器内温度		2							
原子炉補機冷却系計装	格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	2	D. 条件C.の措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。及び D.2 発電長(2号炉担当)は、モード4にする。	12時間				
	格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	2							
原子炉補機冷却水サージタンク水位	2								
制御用空気系計装	計器用空気ヘッダ圧力	2							
安全注入系計装	高圧注入流量	4	36時間						
	低圧注入流量	4							

※18: チャンネル毎, 機能毎に個別の条件が適用される。

敦賀発電所原子炉施設保安規定(変更後)

表233-4 事故時監視計装

項目	機能	適用モード	所要チャンネル	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※18}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1次冷却系計装	1次冷却材圧力	モード1, 2及び3	2	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気・制御グループマネージャ
	加圧器水位		2						
	1次冷却材温度(広域)(高温側)		4						
	1次冷却材温度(広域)(低温側)		4						
化学体積制御系計装	ほう酸タンク水位		4	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
主蒸気及び給水, 補助給水系計装	蒸気発生器圧力		各ライン2						
	復水タンク水位		2						
	蒸気発生器水位(広域)		4						
	蒸気発生器水位(狭域)		各SG2						
燃料取替用水系計装	燃料取替用水タンク水位		2	C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 電気・制御グループマネージャは、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。	10日			
	原子炉格納容器関連計装		格納容器再循環サンプ水位(広域)						
格納容器再循環サンプ水位(狭域)			2						
格納容器内圧力		2							
格納容器内温度		2							
原子炉補機冷却系計装	格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	2	D. 条件C.の措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。及び D.2 発電長(2号炉担当)は、モード4にする。	12時間				
	格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	2							
原子炉補機冷却水サージタンク水位	2								
制御用空気系計装	計器用空気ヘッダ圧力	2							
安全注入系計装	高圧注入流量	4	36時間						
	低圧注入流量	4							

※18: チャンネル毎, 機能毎に個別の条件が適用される。

備考

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則改正を反映, LCOを満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更)

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{*2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
				表 2 3 3 - 5 ディーゼル発電機起動計装					
1. ディーゼル発電機起動論理回	—	モード1, 2, 3 及び 4	2系統 ^{*16}	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を行う。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
				B. 条件A. の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間			
		モード5, 6 及び照射済燃料移動中	1系統	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 発電長（2号炉担当）は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
2. 非常用高圧母線低電圧	定格電圧の69.0%以上	モード1, 2, 3, 4, 5, 6 及び照射済燃料移動中	所要の母線あたり3	A. 1 母線あたり1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
				B. 1 母線あたり2チャンネル以上が動作不能である場合	B. 1 電気・制御グループマネージャーは、1母線あたり2チャンネルを動作可能な状態にする。	2時間			
				C. 条件A. 又は条件B. の措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 発電長（2号炉担当）は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
3. 非常用炉心冷却系作動	表 2 3 3 - 3 機能 1. 非常用炉心冷却系を参照。								
表 2 3 3 - 5 ディーゼル発電機起動計装									
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{*2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. ディーゼル発電機起動論理回	—	モード1, 2, 3 及び 4	2系統 ^{*16}	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気・制御グループマネージャー
				B. 条件A. の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間			
		モード5, 6 及び照射済燃料移動中	1系統	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 発電長（2号炉担当）は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
2. 非常用高圧母線低電圧	定格電圧の69.0%以上	モード1, 2, 3, 4, 5, 6 及び照射済燃料移動中	所要の母線あたり3	A. 1 母線あたり1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気・制御グループマネージャー
				B. 1 母線あたり2チャンネル以上が動作不能である場合	B. 1 電気・制御グループマネージャーは、1母線あたり2チャンネルを動作可能な状態にする。	2時間			
				C. 条件A. 又は条件B. の措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 発電長（2号炉担当）は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
3. 非常用炉心冷却系作動	表 2 3 3 - 3 機能 1. 非常用炉心冷却系を参照。								
備考	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映、LCO を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）								

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
				1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	—	モード1, 2, 3, 4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	2系統 ^{※16}	A. 1系統又は1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャーは、当該系統又はチャンネルを動作可能な状態にする。
B. 2系統又は2チャンネルが動作不能である場合	B.1 電気・制御グループマネージャーは、当該系統又はチャンネルを動作可能な状態にする。	10日							
2. 手動起動	—	2	2	C. モード1, 2, 3及び4において条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電長(2号炉担当)は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	速やかに	機能検査を行う。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電長(2号炉担当)は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D.2 発電長(2号炉担当)及び炉心・燃料グループマネージャーは、照射済燃料の移動を中止する。 ^{※19}			速やかに 速やかに					
3. 非常用炉心冷却系作動	表233-3 機能1.非常用炉心冷却系を参照。								

※19：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定(変更前)

敦賀発電所原子炉施設保安規定(変更後)

備考

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則改正を反映、LCOを満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更)

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定(変更前)

表 2 3 3 - 7 中央制御室外原子炉停止装置

機 能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※20}			確認事項			
		条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
充てん/高圧注入ポンプ	モード1, 2, 及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を行う。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー	
加圧器後備ヒータ			B. 条件A. の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。				12時間
抽出オリフィス出口第1隔離弁		及び B. 2 発電長(2号炉担当)は、モード4にする。		36時間				
ほう酸ポンプ				A. 1つの機能が動作不能である場合				A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該機能を動作可能な状態にする。
原子炉補機冷却海水ポンプ		B. 条件A. の措置を完了時間内に達成できない場合						B. 1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。
原子炉補機冷却水ポン			及び B. 2 発電長(2号炉担当)は、モード4にする。	36時間				
電動補助給水ポンプ	A. 1つの機能が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該機能を動作可能な状態にする。		30日				
加圧器水位計		B. 条件A. の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間				
加圧器圧力計	及び B. 2 発電長(2号炉担当)は、モード4にする。		36時間					
蒸気発生器水位計(広域)		動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	発電長(2号炉担当)				
主蒸気圧力計								

※20：機能毎に個別の条件が適用される。

敦賀発電所原子炉施設保安規定(変更後)

表 2 3 3 - 7 中央制御室外原子炉停止装置

機 能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※20}			確認事項			
		条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
充てん/高圧注入ポンプ	モード1, 2, 及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気・制御グループマネージャー	
加圧器後備ヒータ			B. 条件A. の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。				12時間
抽出オリフィス出口第1隔離弁		及び B. 2 発電長(2号炉担当)は、モード4にする。		36時間				
ほう酸ポンプ				A. 1つの機能が動作不能である場合				A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該機能を動作可能な状態にする。
原子炉補機冷却海水ポンプ		B. 条件A. の措置を完了時間内に達成できない場合						B. 1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。
原子炉補機冷却水ポン			及び B. 2 発電長(2号炉担当)は、モード4にする。	36時間				
電動補助給水ポンプ	A. 1つの機能が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該機能を動作可能な状態にする。		30日				
加圧器水位計		B. 条件A. の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間				
加圧器圧力計	動作不能でないことを指示値により確認する。		1ヶ月に1回	発電長(2号炉担当)				
蒸気発生器水位計(広域)								
主蒸気圧力計								

※20：機能毎に個別の条件が適用される。

備 考

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則改正を反映, LCOを満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更)

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

機能	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※22}			確認事項		
			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. アニュラス空気浄化系作動論理回路	使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動中 ^{※21}	2系統	A. 1チャンネル又は1系統が動作不能である場合	A. 1 発電長（2号炉担当）は、アニュラス空気浄化ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。	10日	機能検査を行う。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
2. 手動起動		2	B. 2チャンネル又は2系統が動作不能である場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、アニュラス空気浄化ファン1台を運転状態とする。	速やかに			
3. 燃料落下検知		2	又は 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	又は B. 2 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマネージャーは、照射済燃料の移動を中止する。 ^{※23}	速やかに			

※21：照射終了後の所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は、適用を除外する。
 ※22：機能毎に個別の条件が適用される。
 ※23：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

備考

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映、LCOを満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（加圧器安全弁） 第 2 4 3 条 モード 1， 2， 3 及び 4（1 次冷却材温度が 130℃を超える）において，加圧器安全弁は，表 2 4 3-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 加圧器安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 機械グループマネージャは，<u>定期検査</u>時に，加圧器安全弁の吹出し圧力が表 2 4 3-2 で定める設定値であることを確認し，その結果を発電長（2 号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（加圧器逃がし弁） 第 2 4 4 条 モード 1， 2 及び 3 において，加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁元弁は，表 2 4 4-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁元弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 電気・制御グループマネージャは，<u>定期検査</u>時に，加圧器逃がし弁の吹出し圧力及び吹止まり圧力が表 2 4 4-2 で定める設定値であることを確認し，その結果を発電長（2 号炉担当）に通知する。 (2) 電気・制御グループマネージャは，<u>定期検査</u>時に，加圧器逃がし弁が全開及び全閉することを確認し，その結果を発電長（2 号炉担当）に通知する。 (3) 電気・制御グループマネージャは，<u>定期検査</u>時に，加圧器逃がし弁元弁が全開及び全閉することを確認し，その結果を発電長（2 号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（低温過加圧防護） 第 2 4 5 条 モード 4^{*1}， 5 及び 6^{*2}において，低温過加圧に係る機器は，表 2 4 5-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 低温過加圧に係る機器が第 1 項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 電気・制御グループマネージャは，<u>定期検査</u>時に，2 台の加圧器逃がし弁について，低温過加圧防護のための校正を行い，その結果を発電長（2 号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（1 次冷却材漏えい率） 第 2 4 6 条 モード 1， 2， 3 及び 4 において，原子炉格納容器内への漏えい率及び原子炉格納容器内漏えい監視装置は，表 2 4 6-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉格納容器内への漏えい率及び原子炉格納容器内漏えい監視装置が，第 1 項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 電気・制御グループマネージャは，<u>定期検査</u>時に，原子炉格納容器サンプ水位計及び凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し，その結果を発電長（2 号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（加圧器安全弁） 第 2 4 3 条 モード 1， 2， 3 及び 4（1 次冷却材温度が 130℃を超える）において，加圧器安全弁は，表 2 4 3-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 加圧器安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 機械グループマネージャは，<u>定期事業者検査</u>時に，加圧器安全弁の吹出し圧力が表 2 4 3-2 で定める設定値であることを確認し，その結果を発電長（2 号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（加圧器逃がし弁） 第 2 4 4 条 モード 1， 2 及び 3 において，加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁元弁は，表 2 4 4-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁元弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 電気・制御グループマネージャは，<u>定期事業者検査</u>時に，加圧器逃がし弁の吹出し圧力及び吹止まり圧力が表 2 4 4-2 で定める設定値であることを確認し，その結果を発電長（2 号炉担当）に通知する。 (2) 電気・制御グループマネージャは，<u>定期事業者検査</u>時に，加圧器逃がし弁が全開及び全閉することを確認し，その結果を発電長（2 号炉担当）に通知する。 (3) 電気・制御グループマネージャは，<u>定期事業者検査</u>時に，加圧器逃がし弁元弁が全開及び全閉することを確認し，その結果を発電長（2 号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（低温過加圧防護） 第 2 4 5 条 モード 4^{*1}， 5 及び 6^{*2}において，低温過加圧に係る機器は，表 2 4 5-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 低温過加圧に係る機器が第 1 項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 電気・制御グループマネージャは，<u>定期事業者検査</u>時に，2 台の加圧器逃がし弁について，低温過加圧防護のための校正を行い，その結果を発電長（2 号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（1 次冷却材漏えい率） 第 2 4 6 条 モード 1， 2， 3 及び 4 において，原子炉格納容器内への漏えい率及び原子炉格納容器内漏えい監視装置は，表 2 4 6-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉格納容器内への漏えい率及び原子炉格納容器内漏えい監視装置が，第 1 項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 電気・制御グループマネージャは，<u>定期事業者検査</u>時に，原子炉格納容器サンプ水位計及び凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し，その結果を発電長（2 号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（蒸気発生器細管漏えい監視）</p> <p>第247条 モード1，2，3及び4において，蒸気発生器細管及び蒸気発生器細管漏えい監視装置は，表247-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 蒸気発生器細管及び蒸気発生器細管漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは，<u>定期検査</u>時に，復水器排気ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタ及び高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 機械グループマネージャは，<u>定期検査</u>時に，渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（余熱除去系への漏えい監視）</p> <p>第248条 モード1，2，3及び4（余熱除去系隔離弁が閉止している場合）において，1次冷却系から余熱除去系への漏えいは，表248-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系から余熱除去系への漏えいが第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャは，<u>定期検査</u>時に，1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（蒸気発生器細管漏えい監視）</p> <p>第247条 モード1，2，3及び4において，蒸気発生器細管及び蒸気発生器細管漏えい監視装置は，表247-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 蒸気発生器細管及び蒸気発生器細管漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは，<u>定期事業者検査</u>時に，復水器排気ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタ及び高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 機械グループマネージャは，<u>定期事業者検査</u>時に，渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（余熱除去系への漏えい監視）</p> <p>第248条 モード1，2，3及び4（余熱除去系隔離弁が閉止している場合）において，1次冷却系から余熱除去系への漏えいは，表248-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系から余熱除去系への漏えいが第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャは，<u>定期事業者検査</u>時に，1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
<p>(非常用炉心冷却系—モード1、2及び3—)</p> <p>第251条 モード1、2及び3において、非常用炉心冷却系は、表251-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャは、<u>定期検査</u>時に、高圧注入ポンプ、充てん/高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表251-2で定める事項を確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 運転管理グループマネージャは、<u>定期検査</u>時に、高圧注入系及び低圧注入系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 電気・制御グループマネージャは、<u>定期検査</u>時に、高圧注入ポンプ、充てん/高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(4) 発電長（2号炉担当）は、<u>定期検査</u>時に、施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 機械グループマネージャは、<u>定期検査</u>時に、原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(6) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2及び3において、1ヶ月に1回、2台の高圧注入ポンプ、2台の充てん/高圧注入ポンプ及び2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表251-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。以下、本条において同じ。</p> <p>表251-1</p> <table border="1" data-bbox="114 1193 882 1295"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※2※3</td> </tr> <tr> <td>(2) 充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること※2</td> </tr> <tr> <td>(3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りをを行っている場合は、高圧注入系の切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とみなさない。</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※2※3	(2) 充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること※2	(3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること※2	<p>(非常用炉心冷却系—モード1、2及び3—)</p> <p>第251条 モード1、2及び3において、非常用炉心冷却系は、表251-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャは、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入ポンプ、充てん/高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表251-2で定める事項を確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 運転管理グループマネージャは、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入系及び低圧注入系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 電気・制御グループマネージャは、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入ポンプ、充てん/高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(4) 発電長（2号炉担当）は、<u>定期事業者検査</u>時に、施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 機械グループマネージャは、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(6) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2及び3において、1ヶ月に1回、2台の高圧注入ポンプ、2台の充てん/高圧注入ポンプ及び2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2及び3において、1ヶ月に1回、<u>非常用炉心冷却系の弁の閉閉確認</u>を行い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表251-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。以下、本条において同じ。</p> <p>表251-1</p> <table border="1" data-bbox="1008 1193 1776 1295"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※2</td> </tr> <tr> <td>(2) 充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>(3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p> <p>※2：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りをを行っている場合は、高圧注入系の切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とみなさない。</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※2	(2) 充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること	(3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映。以下同じ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（「実条件性能確認」のための LCO を満足していることの確認行為の追加）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（上記の追加に伴う除外規定の変更）</p>
項目	運転上の制限													
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※2※3													
	(2) 充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること※2													
	(3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること※2													
項目	運転上の制限													
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※2													
	(2) 充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること													
	(3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること													

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考								
<p>(非常用炉心冷却系－モード４－)</p> <p>第 2 5 2 条 モード４において、非常用炉心冷却系は、表 2 5 2－1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は、モード４において、1ヶ月に1回、1台以上の高圧注入ポンプ、1台以上の充てん／高圧注入ポンプ又は1台の充てんポンプ及び1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、非常用炉心冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 2 5 2－2 の措置を講じる。</p> <p>表 2 5 2－1</p> <table border="1" data-bbox="94 670 840 774"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系、充てん／高圧注入系又は充てん系 1 系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合、2 時間に限り、運転上の制限を適用しない。 ※ 2：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に動作不能とはみなさない。</p> <p>(以下略)</p>	項 目	運転上の制限	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系、充てん／高圧注入系又は充てん系 1 系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること※1※2	<p>(非常用炉心冷却系－モード４－)</p> <p>第 2 5 2 条 モード４において、非常用炉心冷却系は、表 2 5 2－1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は、モード４において、1ヶ月に1回、1台以上の高圧注入ポンプ、1台以上の充てん／高圧注入ポンプ又は1台の充てんポンプ及び1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p><u>(2) 発電長（2号炉担当）は、モード４において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。</u></p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、非常用炉心冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 2 5 2－2 の措置を講じる。</p> <p>表 2 5 2－1</p> <table border="1" data-bbox="981 670 1724 774"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系、充てん／高圧注入系又は充てん系 1 系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p> <p>※ 1：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に動作不能とはみなさない。</p> <p>(以下略)</p>	項 目	運転上の制限	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系、充てん／高圧注入系又は充てん系 1 系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること※1	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（「実条件性能確認」のための LCO を満足していることの確認行為の追加）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（上記の追加に伴う除外規定の変更）</p>
項 目	運転上の制限									
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系、充てん／高圧注入系又は充てん系 1 系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること※1※2									
項 目	運転上の制限									
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系、充てん／高圧注入系又は充てん系 1 系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること※1									

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(原子炉格納容器)</p> <p>第255条 モード1, 2, 3及び4において、原子炉格納容器は、表255-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャは、<u>定期検査</u>時に、原子炉格納容器漏えい率が表255-3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 機械グループマネージャは、<u>定期検査</u>時に、エアロックインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 運転管理グループマネージャは、<u>定期検査</u>時に、表255-6で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(4) 発電長（2号炉担当）は、<u>定期検査</u>時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作又は閉動作が可能な状態であることを条件に開状態としている原子炉格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む）を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、手動隔離弁については、至近の記録、施錠管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>(5) 機械グループマネージャは、<u>定期検査</u>時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器閉止フランジが閉止状態であることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。なお、原子炉格納容器閉止フランジの閉止状態については、至近検査の記録、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>(6) 機械グループマネージャは、<u>定期検査</u>時に、原子炉格納容器の構造上の健全性を緊張材の緊張力確認検査等により確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(原子炉格納容器)</p> <p>第255条 モード1, 2, 3及び4において、原子炉格納容器は、表255-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャは、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器漏えい率が表255-3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 機械グループマネージャは、<u>定期事業者検査</u>時に、エアロックインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 運転管理グループマネージャは、<u>定期事業者検査</u>時に、表255-6で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(4) 発電長（2号炉担当）は、<u>定期事業者検査</u>時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作又は閉動作が可能な状態であることを条件に開状態としている原子炉格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む）を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、手動隔離弁については、至近の記録、施錠管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>(5) 機械グループマネージャは、<u>定期事業者検査</u>時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器閉止フランジが閉止状態であることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。なお、原子炉格納容器閉止フランジの閉止状態については、至近検査の記録、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>(6) 機械グループマネージャは、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器の構造上の健全性を緊張材の緊張力確認検査等により確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																		
<p>(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第256条 モード1, 2, 3及び4において, 原子炉格納容器スプレイ系は, 表256-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャーは, 定期検査時に, 原子炉格納容器スプレイポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, 及び表256-3に定める事項を確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャーは, 定期検査時に, 原子炉格納容器スプレイポンプが, 模擬信号により起動することを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(3) 運転管理グループマネージャーは, 定期検査時に, 原子炉格納容器スプレイ系の自動作動弁が, 模擬信号により正しい位置へ作動することを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(4) 発電長(2号炉担当)は, 定期検査時に, 施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 発電長(2号炉担当)は, よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量を表256-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(6) 発電長(2号炉担当)は, モード1, 2, 3及び4において, 1ヶ月に1回, 2台の原子炉格納容器スプレイポンプについて, ポンプを起動し, 動作可能であることを確認する。また, 確認する際に操作した弁については, 正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 発電長(2号炉担当)は, 原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表256-4の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第256条 モード1, 2, 3及び4において, 原子炉格納容器スプレイ系は, 表256-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャーは, 定期事業者検査時に, 原子炉格納容器スプレイポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, 及び表256-3に定める事項を確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャーは, 定期事業者検査時に, 原子炉格納容器スプレイポンプが, 模擬信号により起動することを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(3) 運転管理グループマネージャーは, 定期事業者検査時に, 原子炉格納容器スプレイ系の自動作動弁が, 模擬信号により正しい位置へ作動することを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(4) 発電長(2号炉担当)は, 定期事業者検査時に, 施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 発電長(2号炉担当)は, よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量を表256-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(6) 発電長(2号炉担当)は, モード1, 2, 3及び4において, 1ヶ月に1回, 2台の原子炉格納容器スプレイポンプについて, ポンプを起動し, 動作可能であることを確認する。また, 確認する際に操作した弁については, 正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 発電長(2号炉担当)は, モード1, 2, 3及び4において, 1ヶ月に1回, 原子炉格納容器スプレイ系の弁の開閉確認を行い, 弁の動作に異常のないこと, 確認する際に操作した弁が, 正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 発電長(2号炉担当)は, 原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表256-4の措置を講じる。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則改正を反映。以下同じ)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(「実条件性能確認」のためのLCOを満足していることの確認行為の追加)</p>																		
<p>表256-1</p> <table border="1" data-bbox="107 1059 869 1193"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>(1) 2系統が動作可能であること※1 (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表256-2に定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系	(1) 2系統が動作可能であること※1 (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表256-2に定める制限値内にあること	<p>表256-1</p> <table border="1" data-bbox="1001 1059 1762 1193"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表256-2に定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表256-2に定める制限値内にあること											
項目	運転上の制限																			
原子炉格納容器スプレイ系	(1) 2系統が動作可能であること※1 (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表256-2に定める制限値内にあること																			
項目	運転上の制限																			
原子炉格納容器スプレイ系	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表256-2に定める制限値内にあること																			
<p>※1: 原子炉格納容器スプレイ系の弁開閉点検を行う場合, 2時間に限り, 運転上の制限を適用しない。</p>	<p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(上記の追加に伴う除外規定の変更)</p>																		
<p>表256-2</p> <table border="1" data-bbox="107 1321 891 1455"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苛性ソーダ濃度</td> <td>30%(質量)以上</td> <td>定期検査時</td> </tr> <tr> <td>苛性ソーダ溶液量(有効水量)</td> <td>14.0m³以上</td> <td>モード1, 2, 3及び4において 6ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	確認頻度	苛性ソーダ濃度	30%(質量)以上	定期検査時	苛性ソーダ溶液量(有効水量)	14.0m ³ 以上	モード1, 2, 3及び4において 6ヶ月に1回	<p>表256-2</p> <table border="1" data-bbox="1001 1321 1785 1455"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苛性ソーダ濃度</td> <td>30%(質量)以上</td> <td>定期事業者検査時</td> </tr> <tr> <td>苛性ソーダ溶液量(有効水量)</td> <td>14.0m³以上</td> <td>モード1, 2, 3及び4において 6ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	確認頻度	苛性ソーダ濃度	30%(質量)以上	定期事業者検査時	苛性ソーダ溶液量(有効水量)	14.0m ³ 以上	モード1, 2, 3及び4において 6ヶ月に1回	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則改正を反映)</p>
項目	制限値	確認頻度																		
苛性ソーダ濃度	30%(質量)以上	定期検査時																		
苛性ソーダ溶液量(有効水量)	14.0m ³ 以上	モード1, 2, 3及び4において 6ヶ月に1回																		
項目	制限値	確認頻度																		
苛性ソーダ濃度	30%(質量)以上	定期事業者検査時																		
苛性ソーダ溶液量(有効水量)	14.0m ³ 以上	モード1, 2, 3及び4において 6ヶ月に1回																		
<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>																			

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(アニュラス空気浄化系)</p> <p>第257条 モード1, 2, 3及び4において, アニュラス空気浄化系は, 表257-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニュラス空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャーは, <u>定期検査</u>時に, アニュラス空気浄化系フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表257-2に定める値であることを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャーは, <u>定期検査</u>時に, アニュラス空気浄化ファンが模擬信号により起動することを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(3) 運転管理グループマネージャーは, <u>定期検査</u>時に, アニュラス空気浄化ファンの起動により, 自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(アニュラス)</p> <p>第258条 モード1, 2, 3及び4において, アニュラスは, 表258-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニュラスが第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の号を実施する。</p> <p>(1) 発電長(2号炉担当)は, <u>定期検査</u>時に, アニュラス空気浄化ファンの起動により, アニュラスが1.5分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(主蒸気安全弁)</p> <p>第259条 モード1, 2及び3において*1, 主蒸気安全弁は, 表259-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャーは, <u>定期検査</u>時に, 主蒸気安全弁設定値が表259-3に定める値であることを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(主蒸気隔離弁)</p> <p>第260条 モード1, 2及び3において, 主蒸気隔離弁は, 表260-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャーは, <u>定期検査</u>時に, 主蒸気隔離弁が模擬信号で5秒以内に閉止することを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(アニュラス空気浄化系)</p> <p>第257条 モード1, 2, 3及び4において, アニュラス空気浄化系は, 表257-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニュラス空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャーは, <u>定期事業者検査</u>時に, アニュラス空気浄化系フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表257-2に定める値であることを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャーは, <u>定期事業者検査</u>時に, アニュラス空気浄化ファンが模擬信号により起動することを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(3) 運転管理グループマネージャーは, <u>定期事業者検査</u>時に, アニュラス空気浄化ファンの起動により, 自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(アニュラス)</p> <p>第258条 モード1, 2, 3及び4において, アニュラスは, 表258-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニュラスが第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の号を実施する。</p> <p>(1) 発電長(2号炉担当)は, <u>定期事業者検査</u>時に, アニュラス空気浄化ファンの起動により, アニュラスが1.5分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(主蒸気安全弁)</p> <p>第259条 モード1, 2及び3において*1, 主蒸気安全弁は, 表259-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャーは, <u>定期事業者検査</u>時に, 主蒸気安全弁設定値が表259-3に定める値であることを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(主蒸気隔離弁)</p> <p>第260条 モード1, 2及び3において, 主蒸気隔離弁は, 表260-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャーは, <u>定期事業者検査</u>時に, 主蒸気隔離弁が模擬信号で5秒以内に閉止することを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則改正を反映。以下同じ)</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（主給水隔離弁，主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁）</p> <p>第261条 モード1，2及び3において，主給水隔離弁，主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁は，表261-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主給水隔離弁，主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは，<u>定期検査</u>時に，主給水隔離弁，主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（主蒸気逃がし弁）</p> <p>第262条 モード1，2，3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，主蒸気逃がし弁は，表262-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは，<u>定期検査</u>時に，主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（補助給水系）</p> <p>第263条 モード1，2，3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，補助給水系は，表263-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は，<u>定期検査</u>時に，施錠等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 運転管理グループマネージャは，<u>定期検査</u>時に，タービン動補助給水ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，及び表263-2に定める事項を確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 電気・制御グループマネージャは，<u>定期検査</u>時に，電動補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(4) 運転管理グループマネージャは，<u>定期検査</u>時に，タービン動補助給水ポンプの起動弁が模擬信号により動作することを確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(5) 運転管理グループマネージャは，<u>定期検査</u>時に，電動補助給水ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，及び表263-3に定める事項を確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（主給水隔離弁，主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁）</p> <p>第261条 モード1，2及び3において，主給水隔離弁，主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁は，表261-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主給水隔離弁，主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは，<u>定期事業者検査</u>時に，主給水隔離弁，主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（主蒸気逃がし弁）</p> <p>第262条 モード1，2，3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，主蒸気逃がし弁は，表262-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは，<u>定期事業者検査</u>時に，主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（補助給水系）</p> <p>第263条 モード1，2，3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，補助給水系は，表263-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は，<u>定期事業者検査</u>時に，施錠等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 運転管理グループマネージャは，<u>定期事業者検査</u>時に，タービン動補助給水ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，及び表263-2に定める事項を確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 電気・制御グループマネージャは，<u>定期事業者検査</u>時に，電動補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(4) 運転管理グループマネージャは，<u>定期事業者検査</u>時に，タービン動補助給水ポンプの起動弁が模擬信号により動作することを確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(5) 運転管理グループマネージャは，<u>定期事業者検査</u>時に，電動補助給水ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，及び表263-3に定める事項を確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（原子炉補機冷却水系）</p> <p>第265条 モード1，2，3及び4において，原子炉補機冷却水系は，表265-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉補機冷却水系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は，<u>定期検査</u>時に，施錠等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャーは，<u>定期検査</u>時に，原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動することを確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 運転管理グループマネージャーは，<u>定期検査</u>時に，模擬信号により原子炉補機冷却水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（原子炉補機冷却海水系）</p> <p>第266条 モード1，2，3及び4において，原子炉補機冷却海水系は，表266-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は，<u>定期検査</u>時に，施錠等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャーは，<u>定期検査</u>時に，原子炉補機冷却海水ポンプが模擬信号により起動することを確認し，発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（中央制御室非常用循環系）</p> <p>第267条 モード1，2，3，4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，中央制御室非常用循環系は，表267-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャーは，<u>定期検査</u>時に，中央制御室非常用循環系フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表267-2に定める値であることを確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 運転管理グループマネージャーは，<u>定期検査</u>時に，中央制御室非常用循環ファンが模擬信号により起動すること，及び自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（原子炉補機冷却水系）</p> <p>第265条 モード1，2，3及び4において，原子炉補機冷却水系は，表265-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉補機冷却水系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は，<u>定期事業者検査</u>時に，施錠等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャーは，<u>定期事業者検査</u>時に，原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動することを確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 運転管理グループマネージャーは，<u>定期事業者検査</u>時に，模擬信号により原子炉補機冷却水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（原子炉補機冷却海水系）</p> <p>第266条 モード1，2，3及び4において，原子炉補機冷却海水系は，表266-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は，<u>定期事業者検査</u>時に，施錠等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャーは，<u>定期事業者検査</u>時に，原子炉補機冷却海水ポンプが模擬信号により起動することを確認し，発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（中央制御室非常用循環系）</p> <p>第267条 モード1，2，3，4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，中央制御室非常用循環系は，表267-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャーは，<u>定期事業者検査</u>時に，中央制御室非常用循環系フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表267-2に定める値であることを確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 運転管理グループマネージャーは，<u>定期事業者検査</u>時に，中央制御室非常用循環ファンが模擬信号により起動すること，及び自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(安全補機室空気浄化系)</p> <p>第268条 モード1, 2, 3及び4において, 安全補機室空気浄化系は, 表268-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 安全補機室空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャーは, <u>定期検査</u>時に, 安全補機室空気浄化系フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表268-2に定める値であることを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャーは, <u>定期検査</u>時に, 安全補機室空気浄化ファンが模擬信号により起動することを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(3) 発電長(2号炉担当)は, <u>定期検査</u>時に, 安全補機室空気浄化ファンを起動させ, 異常な振動, 異音がないこと, 及び自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 機械グループマネージャーは, <u>定期検査</u>時に, 安全補機室空気浄化ファンを起動させ, 安全補機室内の圧力が10分以内に負圧になることを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(燃料取扱棟空気浄化系)</p> <p>第269条 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において, 燃料取扱棟空気浄化系は表269-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 燃料取扱棟空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャーは, <u>定期検査</u>時に, アニュラス空気浄化ファンが模擬信号により起動すること, 及び自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(ディーゼル発電機—モード1, 2, 3及び4—)</p> <p>第272条 モード1, 2, 3及び4において, ディーゼル発電機は, 表272-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャーは, <u>定期検査</u>時に, 次の事項を確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(安全補機室空気浄化系)</p> <p>第268条 モード1, 2, 3及び4において, 安全補機室空気浄化系は, 表268-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 安全補機室空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャーは, <u>定期事業者検査</u>時に, 安全補機室空気浄化系フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表268-2に定める値であることを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャーは, <u>定期事業者検査</u>時に, 安全補機室空気浄化ファンが模擬信号により起動することを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(3) 発電長(2号炉担当)は, <u>定期事業者検査</u>時に, 安全補機室空気浄化ファンを起動させ, 異常な振動, 異音がないこと, 及び自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 機械グループマネージャーは, <u>定期事業者検査</u>時に, 安全補機室空気浄化ファンを起動させ, 安全補機室内の圧力が10分以内に負圧になることを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(燃料取扱棟空気浄化系)</p> <p>第269条 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において, 燃料取扱棟空気浄化系は表269-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 燃料取扱棟空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャーは, <u>定期事業者検査</u>時に, アニュラス空気浄化ファンが模擬信号により起動すること, 及び自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(ディーゼル発電機—モード1, 2, 3及び4—)</p> <p>第272条 モード1, 2, 3及び4において, ディーゼル発電機は, 表272-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャーは, <u>定期事業者検査</u>時に, 次の事項を確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則改正を反映。以下同じ)</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(非常用直流電源—モード1, 2, 3及び4—)</p> <p>第275条 モード1, 2, 3及び4において, 非常用直流電源(蓄電池及び充電器)は, 表275-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャーは, <u>定期検査</u>時に, 非常用直流電源の健全性を確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第285条 各マネージャーは, 運転上の制限を満足していることを第3節(運転上の制限)第219条(停止余裕)から第284条(安全注入系逆止弁漏えい検査の実施)の第2項(以下, 本条, 第286条(運転上の制限を満足しない場合)及び第287条(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)において「この規定第2編第2項」という。)で定める事項により確認する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(非常用直流電源—モード1, 2, 3及び4—)</p> <p>第275条 モード1, 2, 3及び4において, 非常用直流電源(蓄電池及び充電器)は, 表275-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャーは, <u>定期事業者検査</u>時に, 非常用直流電源の健全性を確認し, その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第285条 各マネージャーは, 運転上の制限を満足していることを第3節(運転上の制限)第219条(停止余裕)から第284条(安全注入系逆止弁漏えい検査の実施)の第2項(以下, 本条, 第286条(運転上の制限を満足しない場合)及び第287条(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)において「この規定第2編第2項」という。)で定める事項により確認する。</p> <p><u>なお, この確認は, 確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等においては, 実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替方法を含む。)により行う。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則改正を反映。以下同じ)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(運転上の制限の確認を実条件性能確認するために十分な方法により行うことを規定)</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）</p> <p>第287条 各マネージャーは、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲内で実施する^{※1}。なお、運用方法については、表286の例に準拠するものとする。</p> <p>2. 各マネージャーは、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置の要求される完了時間の範囲を超えて点検・保修を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{※1}。</p> <p>3. 第1項及び第2項の実施については、第286条（運転上の制限を満足しない場合）第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>4. 各マネージャーは、第1項又は第2項に基づく点検・保修を行う場合、関係マネージャーと協議し実施する。</p> <p>5. 第1項及び第2項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保修に対する完了時間の起点とする。</p> <p>6. 第1項を実施する場合、各マネージャーは、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置^{※2}を順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したもののみならず。</p> <p>7. 第1項又は第2項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第286条（運転上の制限を満足しない場合）第3項、第7項、第8項、第9項及び第10項に準拠する。</p> <p>8. 各マネージャーは、第1項の場合において要求される措置を完了時間内に実施できなかった場合、又は第2項の場合において安全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>9. 各マネージャーは、運転上の制限外へ移行した場合及び運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>10. 各マネージャーは、第2項に基づく点検・保修を実施後、運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：この規定第2編第2項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2：点検・保修を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）</p> <p>第287条 各マネージャーは、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を要求される完了時間の範囲内で実施する^{※2}。なお、運用方法については、表286の例に準拠するものとする。</p> <p>2. 各マネージャーは、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置の要求される完了時間の範囲を超えて点検・保修を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{※2}。</p> <p>3. 第1項及び第2項の実施については、第286条（運転上の制限を満足しない場合）第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>4. 各マネージャーは、第1項又は第2項に基づく点検・保修を行う場合、関係マネージャーと協議し実施する。</p> <p>5. 第1項及び第2項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保修に対する完了時間の起点とする。</p> <p>6. 第1項を実施する場合、各マネージャーは、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置^{※3}を順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したもののみならず。</p> <p>7. 第1項又は第2項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第286条（運転上の制限を満足しない場合）第3項、第7項、第8項、第9項及び第10項に準拠する。</p> <p>8. 各マネージャーは、第1項の場合において要求される措置を完了時間内に実施できなかった場合、又は第2項の場合において安全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>9. 各マネージャーは、運転上の制限外へ移行した場合及び運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>10. 各マネージャーは、第2項に基づく点検・保修を実施後、運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：措置を定めるにあたっては、確率論的リスク評価等を用いて、措置の有効性を検証する。</p> <p>※2：この規定第2編第2項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※3：点検・保修を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（措置の有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証することを規定。以下同じ）記載の適正化（注釈番号の繰り下げ。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p style="text-align: center;">第5章 燃料管理</p> <p>（新燃料の運搬）</p> <p>第300条 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、新燃料取扱クレーンを使用する。</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること*1</p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、第2項(1)から(3)に加え、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること*1</p> <p>(2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下、本編において「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する*1。ただし、第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>7. 第1項から第6項については、実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用しない。</p> <p>（以下略）</p>	<p style="text-align: center;">第5章 燃料管理</p> <p>（新燃料の運搬）</p> <p>第300条 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、新燃料取扱クレーンを使用する。</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、管理区域内において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を確認する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること*1</p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、管理区域外において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>第2項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること*1</p> <p>(2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p><u>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u></p> <p><u>(4) 車両を徐行させること</u></p> <p><u>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</u></p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下、本編において「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する*1。ただし、第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p><u>6. 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u></p> <p><u>(2) 線量当量率検査</u></p> <p><u>(3) 重量検査</u></p> <p><u>(4) 未臨界検査</u></p> <p><u>(5) 吊上検査</u></p> <p><u>(6) 表面密度検査</u></p> <p><u>(7) 収納物検査</u></p> <p>7. 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</p> <p>（以下略）</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（新燃料の運搬前の遵守事項に係る規定の充実。以下同じ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（新燃料を収納した輸送容器を管理区域外に運搬する場合の遵守事項を規定。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(燃料の検査)</p> <p>第302条 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>定期検査時に</u>、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>定期検査を行うために原子炉を停止する場合の1次冷却材中のよう素131の増加量の測定結果等から</u>、シッピング検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えい又は漏えいの疑い有りと判断した燃料については、<u>あわせて燃料集合体外観検査を行う。</u></p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>第1項又は第2項の検査の結果</u>、<u>使用しないと判断した燃料のうち</u>使用済燃料ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>第1項又は第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は</u>、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>(燃料の取替等)</p> <p>第303条 炉心・燃料グループマネージャーは、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法及び体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得た上で所長の承認を得る。</p> <p>2. 発電管理室長は、<u>第1項の燃料装荷実施計画を定める前に</u>、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を所長へ通知する。</p> <p>(1) 停止余裕</p> <p>(2) 燃料棒最大線出力密度</p> <p>(3) 燃料集合体最高燃焼度</p> <p>(4) $F^{N_{XV}}$</p> <p>(5) 減速材温度係数</p> <p>(6) 最大反応度添加率</p> <p>(7) 制御棒クラスタ落下時のワース及び$F^{N_{\Delta H}}$</p> <p>(8) 制御棒クラスタ飛出し時のワース及びF_Q</p> <p>(中略)</p>	<p>(燃料の検査)</p> <p>第302条 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>定期事業者検査時に</u>、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、<u>燃料の使用の可否を判断する。</u></p> <p>2. 第1項については、<u>第8章の施設管理に基づき実施する。</u></p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>第1項の検査の結果</u>、使用済燃料ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は</u>、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>(燃料の取替等)</p> <p>第303条 炉心・燃料グループマネージャーは、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法及び体制を燃料装荷実施計画に定め、<u>第3項に定める確認の結果を含めて</u>、原子炉主任技術者の確認を得た上で所長の承認を得る。</p> <p>2. 発電管理室長は、<u>取替炉心ごとに原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し</u>、<u>原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の機械設計、核設計、熱水力設計及び安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値又は設計方針による値）を満足することを確認するため</u>、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を所長へ通知する。評価には、<u>妥当性を確認した計算コードを用いることとし</u>、<u>妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</u></p> <p>a) 反応度停止余裕</p> <p>b) 最大線出力密度</p> <p>c) 燃料集合体最高燃焼度</p> <p>d) 水平方向ピーキング係数$F^{N_{XV}}$</p> <p>e) 減速材温度係数</p> <p>f) 出力運転時ほう素濃度</p> <p>g) 最大反応度添加率</p> <p>h) 制御棒クラスタ落下時の<u>値値</u>及び核的エンタルピ上昇熱水路係数$F^{N_{\Delta H}}$</p> <p>i) 制御棒クラスタ飛出し時の<u>値値</u>及び熱流束熱水路係数F_Q</p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（定期事業者検査により、燃料の使用可否を判断すること及び燃料の検査は、施設管理に基づき実施することを規定。以下同じ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（取替炉心の安全性評価に係る規定の実施。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>4. 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ発電管理室長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価結果を所長へ通知する。所長は、その評価結果が制限値を満足していることの確認を炉心・燃料グループマネージャーに指示する。炉心・燃料グループマネージャーは、所長の指示に基づき、その評価結果が制限値を満足していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>(中略)</p> <p>第304条、第305条 欠番</p> <p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第306条 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットに貯蔵すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</p>	<p>4. 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ発電管理室長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価結果を所長へ通知する。所長は、その評価結果が制限値を満足していることの確認を炉心・燃料グループマネージャーに指示する。炉心・燃料グループマネージャーは、所長の指示に基づき、その評価結果が制限値を満足していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>(中略)</p> <p>第304条 欠番</p> <p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第305条 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において、<u>使用済燃料（以下、照射された燃料を含む。）</u>を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) <u>使用済燃料</u>を使用済燃料ピットに貯蔵すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</p> <p><u>(5) 使用済燃料ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（取替炉心の安全性評価に係る規定の充実）</p> <p>記載の適正化（新規条文設定に伴う条番号の使用）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（使用済燃料の貯蔵に係る規定の充実。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（使用済燃料の運搬）</p> <p>第307条 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) キャスクピットにおいて、<u>使用済燃料ピットクレーン</u>を使用すること</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において、<u>使用済燃料</u>を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、<u>使用済燃料輸送容器</u>に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していること</p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において、<u>使用済燃料</u>を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(4) 車両を徐行させること</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、<u>第3項の運搬</u>において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>	<p>（使用済燃料の運搬）</p> <p>第306条 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) キャスクピットにおいて使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、<u>運搬前</u>に次の事項を確認し、キャスクピットにおいて使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していること</p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、<u>運搬前</u>に次の事項を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合は、(3)から(6)の適用を除く。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(4) 車両を徐行させること</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、<u>使用済燃料</u>を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外において運搬する場合は、<u>運搬前</u>に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前</u>に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>使用済燃料</u>を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するための措置を講じ、<u>検査を実施するグループマネージャー*</u>は当該措置が講じられていることを確認するため、次の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(2) 気密漏えい検査</p> <p>(3) 圧力測定検査</p> <p>(4) 線量当量率検査</p> <p>(5) 未臨界検査</p> <p>(6) 温度測定検査</p>	<p>記載の適正化（条番号の繰り上げ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（使用済燃料の運搬に係る規定の充実。以下同じ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（使用済燃料を収納した輸送容器を管理区域外に運搬する場合の遵守事項及び検査の独立性の担保について規定。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>6. 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査</p> <p>7. 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. <u>実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</u></p> <p>※1：検査を実施するグループマネージャーは、検査の独立性を確保するため、<u>第204条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬を実施する組織とは別の組織の者とする。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（使用済燃料を収納した輸送容器を管理区域外に運搬する場合の遵守事項及び検査の独立性の担保について規定。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																				
<p style="text-align: center;">第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>（頻度の定義）</p> <p>第312条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表312のとおりとする。</p> <p>表312</p> <table border="1" data-bbox="114 459 965 683"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（放射性固体廃棄物の管理）</p> <p>第308条 各マネージャーは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液及び酸液ドレンは、発電長（2号炉担当）が固化装置でドラム缶に固化し、放射線・化学管理グループマネージャーが固体廃棄物貯蔵庫（以下、本編において「貯蔵庫」という。）（1号炉との共用設備。以下、本編において同じ。）に保管する。</p> <p>（中略）</p>	頻度	考え方	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。	<p style="text-align: center;">第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>（放射性廃棄物管理に係る基本方針）</p> <p>第307条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>（頻度の定義）</p> <p>第307条の2 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表307の2のとおりとする。</p> <p>表307の2</p> <table border="1" data-bbox="1008 459 1850 683"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（放射性固体廃棄物の管理）</p> <p>第308条 各マネージャーは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液及び酸液ドレンは、発電長（2号炉担当）が固化装置でドラム缶に固化し、放射線・化学管理グループマネージャーが固体廃棄物貯蔵庫（以下、本編において「貯蔵庫」という。）（1号炉との共用設備。以下、本編において同じ。）に保管する。</p> <p>（中略）</p>	頻度	考え方	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（ALARAの精神に則り、排気、排水等を管理することを規定）</p> <p>記載の適正化（条番号及び表番号の繰り下げ。以下同じ）</p>
頻度	考え方																					
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施																					
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施																					
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施																					
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。																					
頻度	考え方																					
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施																					
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施																					
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施																					
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。																					

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>5. 各マネージャーは、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>6. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。以下、本条において同じ。</p>	<p>5. 各マネージャーは、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p><u>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u></p> <p><u>(6) 車両を徐行させること</u></p> <p><u>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</u></p> <p>6. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第5項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u></p> <p><u>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u></p> <p>9. 放射線・化学管理グループマネージャーは、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、<u>所長の承認を得る。</u></p> <p><u>10. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第9項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと</u></p> <p><u>11. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第9項の運搬において、運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。以下、本条において同じ。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放射性固体廃棄物の運搬前の遵守事項に係る規定の充実）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合の遵守事項を規定）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

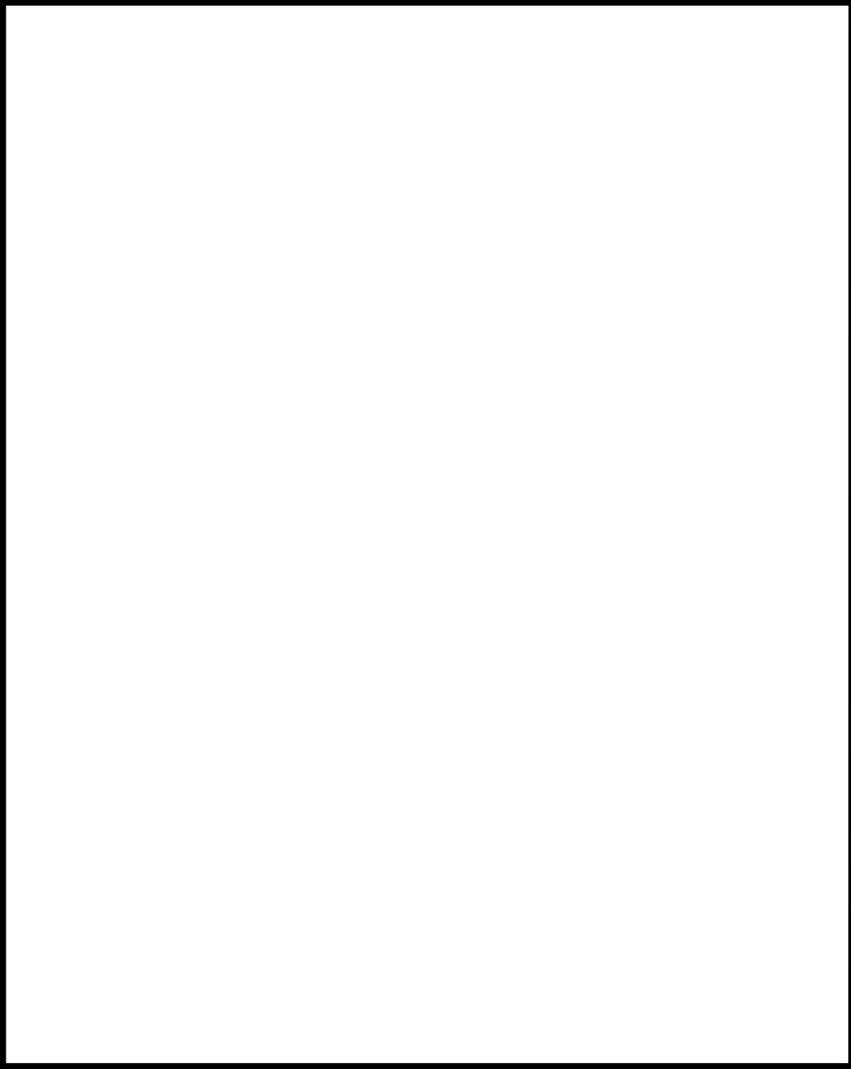
敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																																		
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第311条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表311に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>2. 電気・制御グループマネージャーは、表311に定める電気・制御グループマネージャーが担当する放射線計測器類の第1項の修理を直営電気・制御グループマネージャーに実施させることができる。この場合、直営電気・制御グループマネージャーは、実施の結果を電気・制御グループマネージャーに通知する。</p> <p>表311</p> <table border="1" data-bbox="107 499 967 863"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当マネージャー</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. (1) 放射性液体廃棄物放出監視用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>電気・制御グループマネージャー</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>雑固体減容処理設備排水モニタ</td> <td>電気・制御グループマネージャー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 放射性液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置（主要ガンマ線放出核種）</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置（トリチウム濃度）</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>排気筒ガスモニタ</td> <td>電気・制御グループマネージャー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置（主要ガンマ線放出核種）</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性液体廃棄物放出監視用計測器は1号及び2号炉共用 ※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器及び放射性気体廃棄物放出管理用計測器のうち、試料放射能測定装置（主要ガンマ線放出核種）は共用</p>	分類	計測器種類	担当マネージャー	数量	1. (1) 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	電気・制御グループマネージャー	1台 ^{※1}	雑固体減容処理設備排水モニタ	電気・制御グループマネージャー	1台	(2) 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置（主要ガンマ線放出核種）	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{※2}	試料放射能測定装置（トリチウム濃度）	放射線・化学管理グループマネージャー	1台	2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒ガスモニタ	電気・制御グループマネージャー	1台	試料放射能測定装置（主要ガンマ線放出核種）	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{※2}	<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第311条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表311に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、<u>定期的に点検を実施し機能維持を図る</u>。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>2. 電気・制御グループマネージャーは、表311に定める電気・制御グループマネージャーが担当する放射線計測器類の第1項の修理を直営電気・制御グループマネージャーに実施させることができる。この場合、直営電気・制御グループマネージャーは、実施の結果を電気・制御グループマネージャーに通知する。</p> <p>表311</p> <table border="1" data-bbox="1001 499 1861 863"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当マネージャー</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. (1) 放射性液体廃棄物放出監視用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>電気・制御グループマネージャー</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>雑固体減容処理設備排水モニタ</td> <td>電気・制御グループマネージャー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 放射性液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置（主要ガンマ線放出核種）</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置（トリチウム濃度）</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>排気筒ガスモニタ</td> <td>電気・制御グループマネージャー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置（主要ガンマ線放出核種）</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性液体廃棄物放出監視用計測器は1号及び2号炉共用 ※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器及び放射性気体廃棄物放出管理用計測器のうち、試料放射能測定装置（主要ガンマ線放出核種）は共用</p>	分類	計測器種類	担当マネージャー	数量	1. (1) 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	電気・制御グループマネージャー	1台 ^{※1}	雑固体減容処理設備排水モニタ	電気・制御グループマネージャー	1台	(2) 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置（主要ガンマ線放出核種）	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{※2}	試料放射能測定装置（トリチウム濃度）	放射線・化学管理グループマネージャー	1台	2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒ガスモニタ	電気・制御グループマネージャー	1台	試料放射能測定装置（主要ガンマ線放出核種）	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{※2}	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放出管理用計測器の機能維持に係る規定の充実）</p>
分類	計測器種類	担当マネージャー	数量																																																	
1. (1) 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	電気・制御グループマネージャー	1台 ^{※1}																																																	
	雑固体減容処理設備排水モニタ	電気・制御グループマネージャー	1台																																																	
(2) 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置（主要ガンマ線放出核種）	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{※2}																																																	
	試料放射能測定装置（トリチウム濃度）	放射線・化学管理グループマネージャー	1台																																																	
2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒ガスモニタ	電気・制御グループマネージャー	1台																																																	
	試料放射能測定装置（主要ガンマ線放出核種）	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{※2}																																																	
分類	計測器種類	担当マネージャー	数量																																																	
1. (1) 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	電気・制御グループマネージャー	1台 ^{※1}																																																	
	雑固体減容処理設備排水モニタ	電気・制御グループマネージャー	1台																																																	
(2) 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置（主要ガンマ線放出核種）	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{※2}																																																	
	試料放射能測定装置（トリチウム濃度）	放射線・化学管理グループマネージャー	1台																																																	
2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒ガスモニタ	電気・制御グループマネージャー	1台																																																	
	試料放射能測定装置（主要ガンマ線放出核種）	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{※2}																																																	

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																								
<p style="text-align: center;">第7章 放射線管理</p> <p>（頻度の定義）</p> <p>第327条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表327のとおりとする。</p> <p>表327</p> <table border="1" data-bbox="112 446 862 790"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎日運転中に1回</td> <td>午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	考え方	毎日運転中に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。	<p style="text-align: center;">第7章 放射線管理</p> <p>（放射線管理に係る基本方針）</p> <p>第312条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>（頻度の定義）</p> <p>第312条の2 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表312の2のとおりとする。</p> <p>表312の2</p> <table border="1" data-bbox="996 446 1747 790"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎日運転中に1回</td> <td>午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	考え方	毎日運転中に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（ALARAの精神に則り、従業員等の被ばくを管理することを規定）</p> <p>記載の適正化（条番号及び表番号の繰り下げ。以下同じ）</p>
頻度	考え方																									
毎日運転中に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。																									
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施																									
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施																									
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施																									
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。																									
頻度	考え方																									
毎日運転中に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。																									
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施																									
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施																									
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施																									
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。																									

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(周辺監視区域)</p> <p>第319条 周辺監視区域は、図319に示す区域とする。</p> <p>2. 施設防護グループマネージャーは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げるにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>図319</p> 	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第319条 周辺監視区域は、図319に示す区域とする。</p> <p>2. 施設防護グループマネージャーは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げるにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>図319</p> 	<p>記載の適正化（他社施設名称の適正化）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
<p>(線量の評価)</p> <p>第320条 放射線・化学管理グループマネージャーは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表320に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表320</p> <table border="1" data-bbox="107 406 837 512"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回※¹</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回※¹</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第323条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表323に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>(以下略)</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹	<p>(放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p>第320条 各マネージャーは、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</p> <p>2. 放射線・化学管理グループマネージャーは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表320に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表320</p> <table border="1" data-bbox="996 406 1727 512"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回※¹</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回※¹</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。</p> <p>(平常時の環境放射線モニタリング)</p> <p>第321条の2 放射線・化学管理グループマネージャーは、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第323条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表323に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>(以下略)</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（条名称の変更及び管理区域内の作業計画の立案、放射線業務従事者の線量低減に努めること（ALARAの精神に基づく活動）を規定）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（平常時の環境放射線モニタリングの立案及びそれに基づく測定・評価を行うことを規定）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放射線計測器類の定期的な確認により機能維持に係る規定の充実）</p>
項目	頻度													
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹													
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹													
項目	頻度													
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹													
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹													

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（管理区域外等への搬出及び運搬）</p> <p>第324条 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各マネージャーは、管理区域外に核燃料物質等（第300条（新燃料の運搬）、<u>第307条</u>（使用済燃料の運搬）及び第308条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合は、第308条（放射性固体廃棄物の管理）第5項を準用する。</p> <p>3. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>（発電所外への運搬）</p> <p>第325条 各マネージャーは、核燃料物質等（第300条（新燃料の運搬）、<u>第307条</u>（使用済燃料の運搬）及び第308条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（管理区域外等への搬出及び運搬）</p> <p>第324条 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各マネージャーは、管理区域外に核燃料物質等（第300条（新燃料の運搬）、<u>第306条</u>（使用済燃料の運搬）及び第308条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合は、第308条（放射性固体廃棄物の管理）第5項を準用する。</p> <p>3. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第2項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>（発電所外への運搬）</p> <p>第325条 各マネージャーは、核燃料物質等（第300条（新燃料の運搬）、<u>第306条</u>（使用済燃料の運搬）及び第308条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p><u>2. 各マネージャーは、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u></p> <p><u>3. 各マネージャーは、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと</u></p> <p><u>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと</u></p> <p><u>(4) A型輸送物若しくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること</u></p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>（以下略）</p> <p>第327条（欠番）</p>	<p>記載の適正化（条番号の繰り上がり）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（管理区域外への運搬時の確認事項について、運搬前に行うことを明記）</p> <p>記載の適正化（条番号の繰り上がり）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（発電所外への運搬時の遵守事項及び運搬前に遵守状況を確認することを規定）</p> <p>記載の適正化（条文が第312条の2へ移動したことによる欠番）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p style="text-align: center;">第8章 保守管理</p> <p>（保守管理計画）</p> <p>第328条 保守管理を実施するにあたり、次の保守管理計画を定める。</p> <p>1. 定義</p> <p>本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」に従うものとする。</p> <p>2. 保守管理の実施方針及び保守管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第328条の2に定める長期保守管理方針を策定又は変更した場合には、長期保守管理方針に従い保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定</p> <p>組織は、2.の保守管理目標を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。</p> <p>また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、原子力発電施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 「<u>「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、本編において「技術基準規則」という。）に規定される設備</u></p> <p>(4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(5) その他自ら定める設備</p> <p>5. 保全重要度の設定</p> <p>組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器</p>	<p style="text-align: center;">第8章 施設管理</p> <p>（施設管理計画）</p> <p>第328条 <u>原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用」原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、本編において「技術基準規則」という。）を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、次の施設管理計画を定める</u></p> <p>（削除）</p> <p>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第328条の6に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2. 保全プログラムの策定</p> <p>組織は、1.の施設管理目標を達成するため3.より10.からなる保全プログラムを策定する。</p> <p>また、11.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) <u>原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり、許可又は認可を得た設備</u></p> <p>(4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(5) その他自ら定める設備</p> <p>4. 施設管理重要度の設定</p> <p>組織は、3.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（保安措置運用ガイド）の反映。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>の<u>保全重要度</u>を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<u>PSA</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>PSA</u>から得られるリスク情報を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために<u>5.</u>の<u>保全重要度</u>を踏まえ、プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7,000 臨界時間あたりの計画外自動スクラム回数 ② 7,000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数 ③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、<u>5.</u>(1)の<u>保全重要度</u>の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障(MPFF)回数 ② 非待機(UA)時間*1</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、<u>11.</u>の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障(MPFF)回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。 ② 非待機(UA)時間の目標値は、点検実績、並びに第4章運転管理第3節(運転上の制限)第219条から第284条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を</p>	<p>の<u>施設管理の重要度</u>として点検に用いる重要度（以下「<u>保全重要度</u>」という。）と設計及び工事に用いる<u>重要度</u>を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報、<u>運転経験</u>等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p><u>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</u></p> <p><u>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために<u>4.</u>の<u>施設管理の重要度</u>を踏まえ、<u>施設管理目標</u>の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7,000 臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数 ② 7,000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数 ③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、<u>4.</u>(1)の<u>施設管理重要度</u>の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障(MPFF)回数 ② 非待機(UA)時間*1</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、<u>10.</u>の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障(MPFF)回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。 ② 非待機(UA)時間の目標値は、点検実績、並びに第4章運転管理第3節(運転上の制限)第219条から第284条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>記録する。</p> <p>※1：非待機（U A）時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 点検計画（7.1 参照）</p> <p>b) 補修、取替え及び改造計画（7.2 参照）</p> <p>c) 特別な保全計画（7.3 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b) 使用環境及び設置環境</p> <p>c) 劣化、故障モード</p> <p>d) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e) 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a) 予防保全</p> <p>i) 時間基準保全</p> <p>ii) 状態基準保全</p> <p>b) 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a) 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視デ</p>	<p>記録する。</p> <p>※1：非待機（U A）時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> <p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、3. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 点検計画（6.1 参照）</p> <p>b) 設計及び工事の計画（6.2 参照）</p> <p>c) 特別な保全計画（6.3 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、4. の施設管理重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b) 使用環境及び設置環境</p> <p>c) 劣化、故障モード</p> <p>d) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e) 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a) 予防保全</p> <p>i) 時間基準保全</p> <p>ii) 状態基準保全</p> <p>b) 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a) 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視デ</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>ータ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b) 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c) 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p>	<p>ータ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b) 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c) 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p><u>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※²により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a) 事業者検査の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 事業者検査の実施時期</p> <p><u>※²：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第328条の4（使用前事業者検査の実施）による使用前事業者検査及び第328条の5（定期事業者検査の実施）による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>7.2 補修、取替え及び改造計画の策定</p> <p>(1) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。このうち、安全上重要な機器等^{※2}の補修、取替え及び改造については、法令に基づく必要な手続き^{※3}の有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）の確認結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 検査及び試験の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 検査及び試験の実施時期</p> <p>※2：安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物をいう。（以下、本条及び第341条において同じ。）</p> <p>※3：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）及び第43条の3の13（溶接安全管理検査）並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。（以下、本条及び第341条において同じ。）</p> <p>7.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定める保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>a) 工事計画</p>	<p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{※3}の工事については、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※4}の有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）の確認結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 事業者検査及び試験等の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 事業者検査及び試験等の実施時期</p> <p>※3：安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物をいう。</p> <p>※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）、及び第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）並びに電気事業法 第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、6. で定める保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、第328条の2（設計管理）による設計管理及び第328条の3（作業管理）による作業管理を実施する。</p> <p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>b) 設計管理 c) 調達管理 d) 工事管理</p> <p>(3) 組織は、点検・補修等の結果について記録する。 なお、安全上重要な機器等の点検・補修等について、それを確認するために必要な事項、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）を確認するために必要な事項を含む。</p> <p>9. 点検・補修等の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(3) 安全上重要な機器等の点検・補修等であることを確認した結果、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を確認した結果を含む。</p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置</p> <p>(1) 組織は、以下の a) 及び b) の場合には、不適合管理を行ったうえで、9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じる。</p> <p>a) 点検・補修等を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、(1) a) 及び b) の場合の不適合管理、是正処置及び予防処置について記録する。</p> <p>11. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p>	<p>(削除) (削除) (削除)</p> <p>(3) 組織は、保全の結果について記録する。 なお、安全上重要な機器等の保全について、それを確認するために必要な事項、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）を確認するために必要な事項を含む。</p> <p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(4) 安全上重要な機器等の保全であることを確認した結果、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を確認した結果を含む。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a) 及び b) の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a) 及び b) に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</p> <p>a) 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、他の原子炉施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こりうる問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1) 及び (2) の活動を第 203 条に基づく改善措置活動に基づき実施する。</p> <p>10. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c) トラブルなど運転経験</p> <p>d) 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果</p> <p>e) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f) リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、7.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a) 点検及び取替結果の評価</p> <p>b) 劣化トレンドによる評価</p> <p>c) 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d) 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p><u>12. 保守管理の有効性評価</u></p> <p>(1) 組織は、11.の保全の有効性評価の結果及び2.の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>13. 情報共有</p> <p>組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報について、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c) トラブルなど運転経験</p> <p>d) 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果</p> <p>e) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f) リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a) 点検及び取替結果の評価</p> <p>b) 劣化トレンドによる評価</p> <p>c) 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d) 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p><u>11. 施設管理の有効性評価</u></p> <p>(1) 組織は、10.の保全の有効性評価の結果及び1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p><u>12. 構成管理</u></p> <p>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>a) 設計要件（第203条（品質マネジメントシステム計画）7.2.1に示す個別業務等要求事項として明確にすべき事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第328条の2で実施する設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>b) 施設構成情報（第203条（品質マネジメントシステム計画）4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものか示す図書、情報」をいう。）</p> <p>c) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p> <p>13. 情報共有</p> <p>組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報について、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
	<p><u>（設計管理）</u></p> <p>第328条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更¹に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第203条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(2) 技術基準規則の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 前項における設計には、次条に定める作業管理及び第328条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p><u>（作業管理）</u></p> <p>第328条の3 組織は、前条の設計に従い工事を実施する。</p> <p>2. 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するために次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第213条による巡視点検を定期的に行う。</p> <p><u>（使用前事業者検査の実施）</u></p> <p>第328条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、技術基準規則へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 検査グループマネージャーは、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>(2) 検査要領書^{*1}を定める。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
	<p>a) 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b) 技術基準規則に適合するものであること</p> <p><u>(4) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p>3. <u>前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。</u></p> <p><u>(2) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)a)及びb)の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p>4. <u>検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p><u>(1) 第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</u></p> <p>5. <u>検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</u></p> <p>6. <u>各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p>7. <u>各室長は、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) <u>構造、強度及び漏えいを確認するために十分な検査</u></p> <p>b) <u>機能及び性能を確認するために十分な方法</u></p> <p>c) <u>その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>(定期事業者検査の実施)</u></p> <p>第328条の5 <u>所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p>2. <u>検査グループマネージャーは、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の保全担当部門とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書*1を定める。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p><u>(4) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p>3. <u>前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針)</p> <p>第328条の2 所長は、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物^{*1}（以下、本条において「機器及び構造物」という。）について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した次の各号について、第211条の2（原子炉の運転期間）に定める原子炉の運転期間を変更する場合、その他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期保守管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定^{*2}</p> <p>2. 所長は、機器及び構造物^{*1}について、運転期間延長認可申請^{*3}をする場合は、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項各号を実施する。</p> <p>3. 所長は、機器及び構造物^{*1}について、運転期間延長認可^{*4}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を</p>	<p>(1) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。</p> <p>(2) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4. 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の保全担当部門とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の工事の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</p> <p>6. 各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>7. 各室長は、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b) 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c) a)及びb)による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p> <p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第328条の6 所長は、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物^{*1}（以下、本条において「機器及び構造物」という。）について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した次の各号について、第211条の2（原子炉の運転期間）に定める原子炉の運転期間を変更する場合、その他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定^{*2}</p> <p>2. 所長は、機器及び構造物^{*1}について、運転期間延長認可申請^{*3}をする場合は、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項各号を実施する。</p> <p>3. 所長は、機器及び構造物^{*1}について、運転期間延長認可^{*4}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い、「保守管理」を「施設管理」に変更。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>定め、これに基づき、第1項各号を実施する。</p> <p>4. 長期保守管理方針は、添付2-4に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針を策定する。</p> <p>※3：原子炉等規制法第43条の3の3第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※4：原子炉等規制法第43条の3の3第2項に規定される認可をいう。</p> <p><u>（溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施）</u></p> <p><u>第328条の3</u> 所長は、溶接事業者検査及び定期事業者検査を統括する。</p> <p><u>2. 溶接事業者検査の工事担当マネージャーは、溶接事業者検査の検査実施責任者として関係箇所と十分な連絡協調を図りながら溶接事業者検査を進めるとともに、所管する検査員の職務の遂行に関して適切な指示、管理を行う。</u></p> <p><u>3. 定期事業者検査の検査担当マネージャーは、検査実施責任者を指名する。</u></p> <p><u>4. 前項で指名された定期事業者検査の検査実施責任者は、関係箇所と十分な連絡協調を図りながら定期事業者検査を進めるとともに、所管する検査員の職務の遂行に関して適切な指示、管理を行う。</u></p>	<p>定め、これに基づき、第1項各号を実施する。</p> <p>4. 長期施設管理方針は、添付2-4に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針を策定する。</p> <p>※3：原子炉等規制法第43条の3の3第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※4：原子炉等規制法第43条の3の3第2項に規定される認可をいう。</p> <p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い、「保守管理」を「施設管理」に変更）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

表339-1 所員への保安教育実施方針（総括表）

保安教育の内容					対象者及び教育時間 ^{※2}													
大分類	中分類 (実用規則第92条の内容及び保安規定の遵守)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	発電長 副発電長	運転員 I	運転員 II	放射性廃棄物処理設備の業務に携わる者	燃料取替の業務に携わる者	運転員以外の技術系所員	事務系所員							
入所時に実施する教育 ^{※1}	関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	原子炉等規制法並びに関係法令及び保安規定の遵守	原子炉等規制法に関する法令の概要並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	入所時（原子力発電所新規配属時）	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)							
	原子炉施設の構造、性能に関する事項	設備概要、主要系統の機能	原子炉のしくみ		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)							
	非常の場合に講ずべき処置に関する事項		非常の場合に講ずべき処置の概要		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)							
放射線業務従事者教育 ^{※1}	関係法令及び保安規定の遵守に関する事項		法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	管理区域内において、核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の種類及び性状並びに運搬、貯蔵、廃棄の方法・順序	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)							
	原子炉施設の構造、性能に関する事項		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造に関する事項															
	放射線管理に関する事項		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱いの方法 管理区域への立入り及び退去の手順 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響															
	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項		核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の種類及び性状並びに運搬、貯蔵、廃棄の方法・順序															
	非常の場合に講ずべき処置に関する事項		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法															
その他 反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	保安規定並びに関係法令及び保安規定の遵守	規則、品質保証、保安管理体制及び評価、保安教育、記録及び報告に関する事項並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	1回/10年 毎以上	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)							
	原子炉施設の運転に関する事項	運転管理	臨界管理に関する事項							臨界管理に関する事項	◎ (1.0時間以上)							
			運転上の留意事項に関する事項、通則に関する事項							運転上の留意事項に関する事項、通則に関する事項								
			運転上の制限に関する事項							運転上の制限に関する事項								
			異常時の措置に関する事項							異常時の措置に関する事項								
	運転訓練	運転訓練	原子炉物理・理論に関する事項							原子炉物理・理論に関する事項	◎ (1.0時間以上)							
			監視点検に関する事項							監視点検に関する事項								
			定期試験の操作に関する事項							定期試験の操作に関する事項								
			異常時対応（現場機器対応）							異常時対応（現場機器対応）								
	放射線管理に関する事項	放射線管理	放射線測定器の取扱い							放射線測定器の取扱い	◎ (1.0時間以上)							
管理区域への出入管理、区域管理に関する事項			管理区域への出入管理、区域管理に関する事項															
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項	燃料管理	放射性廃棄物の管理	放射性廃棄物の管理に関する事項	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)							
		燃料管理における臨界管理	燃料管理における臨界管理															
非常の場合に講ずべき処置に関する事項		緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する事項（アクシデントマネジメント対応を含む。）	緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する事項（アクシデントマネジメント対応を含む。）	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)							

※1：各室長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※3：アクシデントマネジメント対応については、支援組織委員を対象とする。

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
 ○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
 ×：教育の対象外
 ()：合計の教育時間

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

表339-1 所員への保安教育実施方針（総括表）

保安教育の内容					対象者及び教育時間 ^{※2}													
大分類	中分類 (実用規則第92条の内容及び保安規定の遵守)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	発電長 副発電長	運転員 I	運転員 II	放射性廃棄物処理設備の業務に携わる者	燃料取替の業務に携わる者	運転員以外の技術系所員	事務系所員							
入所時に実施する教育 ^{※1}	関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	原子炉等規制法並びに関係法令及び保安規定の遵守	原子炉等規制法に関する法令の概要並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	入所時（原子力発電所新規配属時）	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)							
	原子炉施設の構造、性能に関する事項	設備概要、主要系統の機能	原子炉のしくみ		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)							
	非常の場合に講ずべき処置に関する事項		非常の場合に講ずべき処置の概要		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)							
放射線業務従事者教育 ^{※1}	関係法令及び保安規定の遵守に関する事項		法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	管理区域内において、核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の種類及び性状並びに運搬、貯蔵、廃棄の方法・順序	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)							
	原子炉施設の構造、性能に関する事項		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造に関する事項															
	放射線管理に関する事項		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱いの方法 管理区域への立入り及び退去の手順 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響															
	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項		核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の種類及び性状並びに運搬、貯蔵、廃棄の方法・順序															
	非常の場合に講ずべき処置に関する事項		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法															
その他 反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	保安規定並びに関係法令及び保安規定の遵守	規則、品質保証、保安管理体制及び評価、保安教育、記録及び報告に関する事項並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	1回/10年 毎以上	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)							
	原子炉施設の運転に関する事項	運転管理	臨界管理に関する事項							臨界管理に関する事項	◎ (1.0時間以上)							
			運転上の留意事項に関する事項、通則に関する事項							運転上の留意事項に関する事項、通則に関する事項								
			運転上の制限に関する事項							運転上の制限に関する事項								
			異常時の措置に関する事項							異常時の措置に関する事項								
	運転訓練	運転訓練	原子炉物理・理論に関する事項							原子炉物理・理論に関する事項	◎ (1.0時間以上)							
			監視点検に関する事項							監視点検に関する事項								
			定期試験の操作に関する事項							定期試験の操作に関する事項								
			異常時対応（現場機器対応）							異常時対応（現場機器対応）								
	放射線管理に関する事項	放射線管理	放射線測定器の取扱い							放射線測定器の取扱い	◎ (1.0時間以上)							
管理区域への出入管理、区域管理に関する事項			管理区域への出入管理、区域管理に関する事項															
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項	燃料管理	放射性廃棄物の管理	放射性廃棄物の管理に関する事項	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)							
		燃料管理における臨界管理	燃料管理における臨界管理															
非常の場合に講ずべき処置に関する事項		緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する事項（アクシデントマネジメント対応を含む。）	緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する事項（アクシデントマネジメント対応を含む。）	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)							

※1：各室長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※3：アクシデントマネジメント対応については、支援組織委員を対象とする。

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
 ○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
 ×：教育の対象外
 ()：合計の教育時間

備考

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い「保守管理」を「施設管理」に変更）

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

表 3 3 9 - 2 所員への保安教育実施方針（放射線業務従事者）

総括表中分類との対応	内 容	対象者及び教育時間 ^{※2}							電離放射線障害防止規則の分類	
		運転員					運転員以外の技術系所員	事務系所員		
		発電長 副発電長	運転員 I	運転員 II	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料取替の業務に関わる者				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	①管理区域に関する事									
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序									
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序									
放射線管理に関する事 ^{※1}	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法									
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1}	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法									
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関する事 ^{※1}	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	関係法令
放射線管理に関する事 ^{※1}	①管理区域への立入り及び退去の手順									
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業									
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業									
放射線管理に関する事 ^{※1}	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去									
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い									
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1}	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置									

※1：各室長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者
 ○：業務に関連する者が教育の対象
 ()：合計の教育時間

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

表 3 3 9 - 2 所員への保安教育実施方針（放射線業務従事者）

総括表中分類との対応	内 容	対象者及び教育時間 ^{※2}							電離放射線障害防止規則の分類	
		運転員					運転員以外の技術系所員	事務系所員		
		発電長 副発電長	運転員 I	運転員 II	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料取替の業務に関わる者				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	①管理区域に関する事									
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序									
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法及び順序									
放射線管理に関する事 ^{※1}	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法									
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1}	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法									
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関する事 ^{※1}	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	関係法令
放射線管理に関する事 ^{※1}	①管理区域への立入り及び退去の手順									
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業									
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業									
放射線管理に関する事 ^{※1}	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去									
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い									
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1}	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置									

※1：各室長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者
 ○：業務に関連する者が教育の対象
 ()：合計の教育時間

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い「保守及び点検」を「保全」に変更）

備考

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

表339-3 所員への保安教育実施方針（運転員）

保安教育の内容			内 容	対象者 ^{※1}					実施時期及び教育時間	
中分類	小分類(項目)	細目		運転員						
				発電長 副発電長	運転員 I	運転員 II	放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者	燃料取扱の業務に関わる 者		
関係法令及び保安規定の遵守に関すること		保安規定並びに関係法令及び保安規定の遵守	総則、品質保証、保安管理体制及び評価、保安教育、記録及び報告に関する事項の概要並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	◎	◎	◎	◎	◎		
			保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×		
原子炉施設の運転管理に関すること	運転管理	運転管理 I	運転上の通則についての概要	◎	◎	◎	◎	◎		
			運転上の留意事項の概要	◎	◎	◎	◎	◎		
			運転上の制限の概要	◎	◎	◎	◎	◎		
			異常時の措置の概要	◎	◎	◎	◎	◎		
		原子炉物理（臨界管理等を含む）・理論	原子炉物理等、原子炉理論の基礎（臨界管理）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			臨界点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		監視点検・定期試験 I	定期試験の内容と頻度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			原子炉の起動停止の概要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		異常時対応（現場機器対応）	各設備の運転操作の概要（現場操作）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			警報発生時の対応操作（現場操作）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常時操作の対応（現場操作）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転上の通則の適用と根拠	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		運転管理 II	運転上の留意事項の基準値と管理方法	◎	◎	×	×	×	×	
			運転上の制限の具体的な値と制限を超えた場合の措置	◎	◎	×	×	×	×	
			異常時の措置を実施する際の運転操作基準	◎	◎	×	×	×	×	
監視点検・定期試験 II	監視点検時の確認項目の根拠	◎	◎	×	×	×	×			
	定期試験の操作と基準値	◎	◎	×	×	×	×			
異常時対応（中央制御室内対応）	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	◎	◎	×	×	×	×			
	各設備の運転操作と監視項目	◎	◎	×	×	×	×			
	警報発生時の対応操作（中央制御室）	◎	◎	×	×	×	×			
	異常時操作の対応（中央制御室）	◎	◎	×	×	×	×			
運転管理 III	運転上の留意事項の根拠と制限を超えた場合の措置	◎	×	×	×	×	×			
	制限及び制限を超えた場合の措置の根拠と運用	◎	×	×	×	×	×			
	異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠	◎	×	×	×	×	×			
異常時対応（指揮、状況判断）	異常時操作の対応（判断・指揮命令）	◎	×	×	×	×	×			
	警報発生時の監視項目	◎	×	×	×	×	×			
運転訓練	シミュレータ訓練	運転操作の際の連携訓練	◎	◎	◎	×	×	3年間で15時間以上		
		起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	×	◎	×	×	×			
		起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	◎	×	×	×	×			
保守管理	保守管理計画に関すること I	定期検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	×	×			
		定期検査時の検査項目の根拠	◎	×	×	×	×			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	<発電長、副発電長、運転員 I、運転員 II > 3年間で30時間以上 ^{※2} (下記※2と同枠内) <放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者 > 3年間で24時間以上 ^{※2} (下記※2と同枠内) <燃料取扱の業務に関わる者 > 3年間で3時間以上 ^{※2} (上記※2と同枠内)		
		燃料の臨界管理に関すること	◎	◎	◎	×	◎			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	燃料管理	燃料の検査・取替・運搬及び貯蔵に関すること	◎	◎	◎	×	◎			
		燃料の臨界管理に関すること	◎	◎	◎	×	◎			

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※2：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。
 (ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある。)
 ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない。)
 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎：全員が教育の対象者
 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
 ×：教育の対象外

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

表339-3 所員への保安教育実施方針（運転員）

保安教育の内容			内 容	対象者 ^{※1}					実施時期及び教育時間	
中分類	小分類(項目)	細目		運転員						
				発電長 副発電長	運転員 I	運転員 II	放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者	燃料取扱の業務に関わる 者		
関係法令及び保安規定の遵守に関すること		保安規定並びに関係法令及び保安規定の遵守	総則、品質保証、保安管理体制及び評価、保安教育、記録及び報告に関する事項の概要並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	◎	◎	◎	◎	◎		
			保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×		
原子炉施設の運転管理に関すること	運転管理	運転管理 I	運転上の通則についての概要	◎	◎	◎	◎	◎		
			運転上の留意事項の概要	◎	◎	◎	◎	◎		
			運転上の制限の概要	◎	◎	◎	◎	◎		
			異常時の措置の概要	◎	◎	◎	◎	◎		
		原子炉物理（臨界管理等を含む）・理論	原子炉物理等、原子炉理論の基礎（臨界管理）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			臨界点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		監視点検・定期試験 I	定期試験の内容と頻度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			原子炉の起動停止の概要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		異常時対応（現場機器対応）	各設備の運転操作の概要（現場操作）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			警報発生時の対応操作（現場操作）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常時操作の対応（現場操作）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転上の通則の適用と根拠	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		運転管理 II	運転上の留意事項の基準値と管理方法	◎	◎	×	×	×	×	
			運転上の制限の具体的な値と制限を超えた場合の措置	◎	◎	×	×	×	×	
			異常時の措置を実施する際の運転操作基準	◎	◎	×	×	×	×	
監視点検・定期試験 II	監視点検時の確認項目の根拠	◎	◎	×	×	×	×			
	定期試験の操作と基準値	◎	◎	×	×	×	×			
異常時対応（中央制御室内対応）	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	◎	◎	×	×	×	×			
	各設備の運転操作と監視項目	◎	◎	×	×	×	×			
	警報発生時の対応操作（中央制御室）	◎	◎	×	×	×	×			
	異常時操作の対応（中央制御室）	◎	◎	×	×	×	×			
運転管理 III	運転上の留意事項の根拠と制限を超えた場合の措置	◎	×	×	×	×	×			
	制限及び制限を超えた場合の措置の根拠と運用	◎	×	×	×	×	×			
	異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠	◎	×	×	×	×	×			
異常時対応（指揮、状況判断）	異常時操作の対応（判断・指揮命令）	◎	×	×	×	×	×			
	警報発生時の監視項目	◎	×	×	×	×	×			
運転訓練	シミュレータ訓練	運転操作の際の連携訓練	◎	◎	◎	×	×	3年間で15時間以上		
		起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	×	◎	×	×	×			
		起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	◎	×	×	×	×			
施設管理	施設管理計画に関すること I	定期業者検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	×	×			
		定期業者検査時の検査項目の根拠	◎	×	×	×	×			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	<発電長、副発電長、運転員 I、運転員 II > 3年間で30時間以上 ^{※2} (下記※2と同枠内) <放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者 > 3年間で24時間以上 ^{※2} (下記※2と同枠内) <燃料取扱の業務に関わる者 > 3年間で3時間以上 ^{※2} (上記※2と同枠内)		
		燃料の臨界管理に関すること	◎	◎	◎	×	◎			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	燃料管理	燃料の検査・取替・運搬及び貯蔵に関すること	◎	◎	◎	×	◎			
		燃料の臨界管理に関すること	◎	◎	◎	×	◎			

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※2：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。
 (ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある。)
 ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない。)
 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎：全員が教育の対象者
 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
 ×：教育の対象外

備考

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映，法令改正に伴い「保守管理」を「施設管理」に変更）

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

表340 保安教育実施方針（協力企業）

(1) 発電所入所時に安全に必要な教育

大分類	保安教育の内容		実施時期	対象者 ^{※2}	
	中分類 (実用伊規則第92条の内容)	小分類 (項目)		放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
入所時に実施する教育 ^{※1}	原子炉施設の構造・性能に関する事	作業上の留意事項	入所時	◎	○
	非常の場合に講ずべき処置に関する事	非常の場合に講ずべき処置の概要		◎	◎
	関係法令及び保安規定の遵守に関する事	関係法令及び保安規定の遵守に関する事		◎	○

(2) 放射線業務従事者に対する教育

総括表中分類との対応	保安教育の内容	実施時期	対象者及び教育時間 ^{※2}		電離放射線障害防止規則の分類
			放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	管理区域内において、核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時	◎ (0.5時間以上)	×	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	①管理区域に関する事		◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序				
放射線管理に関する事 ^{※1}	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法		◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法				
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1}	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法		◎ (0.5時間以上)	×	電離放射線の生体に対する影響
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法				
放射線管理に関する事 ^{※1}	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響		◎ (0.5時間以上)	×	電離放射線の生体に対する影響
関係法令及び保安規定の遵守に関する事 ^{※1}	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係事項		◎ (1.0時間以上)	×	関係法令
放射線管理に関する事 ^{※1}	①管理区域への立入り及び退去の手順		◎ (2.0時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業				
放射線管理に関する事 ^{※1}	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視				
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去				
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い				
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1}	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置				

※1：各マネージャーが、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者
 ○：業務に関連する者が教育の対象
 ×：教育の対象外
 ()：合計の教育時間

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

表340 保安教育実施方針（協力企業）

(1) 発電所入所時に安全に必要な教育

大分類	保安教育の内容		実施時期	対象者 ^{※2}	
	中分類 (実用伊規則第92条の内容)	小分類 (項目)		放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
入所時に実施する教育 ^{※1}	原子炉施設の構造・性能に関する事	作業上の留意事項	入所時	◎	○
	非常の場合に講ずべき処置に関する事	非常の場合に講ずべき処置の概要		◎	◎
	関係法令及び保安規定の遵守に関する事	関係法令及び保安規定の遵守に関する事		◎	○

(2) 放射線業務従事者に対する教育

総括表中分類との対応	保安教育の内容	実施時期	対象者及び教育時間 ^{※2}		電離放射線障害防止規則の分類
			放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	管理区域内において、核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時	◎ (0.5時間以上)	×	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	①管理区域に関する事		◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守の作業の方法及び順序				
放射線管理に関する事 ^{※1}	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法		◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法				
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1}	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法		◎ (0.5時間以上)	×	電離放射線の生体に対する影響
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法				
放射線管理に関する事 ^{※1}	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響		◎ (0.5時間以上)	×	電離放射線の生体に対する影響
関係法令及び保安規定の遵守に関する事 ^{※1}	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係事項		◎ (1.0時間以上)	×	関係法令
放射線管理に関する事 ^{※1}	①管理区域への立入り及び退去の手順		◎ (2.0時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守の作業				
放射線管理に関する事 ^{※1}	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視				
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去				
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い				
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1}	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置				

※1：各マネージャーが、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者
 ○：業務に関連する者が教育の対象
 ×：教育の対象外
 ()：合計の教育時間

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

備考

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い「保守及び点検」を「保全」に変更）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）			備考																																																																																																
<p style="text-align: center;">第 1 1 章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第 3 4 1 条 各室長及び各マネージャーは、表 3 4 1 - 1、表 3 4 1 - 3、表 3 4 1 - 4 及び表 3 4 1 - 5 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。(ただし、表 3 4 1 - 1 のうち、1. 及び 2. の記録は保存のみとする。) なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 組織は、表 3 4 1 - 2 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 1 章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第 3 4 1 条 各室長及び各マネージャーは、表 3 4 1 - 1、表 3 4 1 - 3、表 3 4 1 - 4 及び表 3 4 1 - 5 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。(ただし、表 3 4 1 - 1 のうち、1. の記録は保存のみとする。) なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 組織は、表 3 4 1 - 2 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p>																																																																																																			
<p>表 3 4 1 - 1</p>	<p>表 3 4 1 - 1</p>																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）</th> <th style="width: 15%;">記録すべき場合^{*1}</th> <th style="width: 25%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 定期検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日 1 回</td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名^{*2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）</td> <td>保守管理の実施の都度</td> <td>保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>6. 熱出力</td> <td>原子炉に 1 体以上燃料が装荷されている</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>7. 炉心の中性子束密度</td> <td>炉心の温度</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>8. 炉心の温度</td> <td>冷却材入口温度</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>9. 冷却材入口温度</td> <td>冷却材出口温度</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>10. 冷却材出口温度</td> <td>冷却材圧力</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>11. 冷却材圧力</td> <td>冷却材流量</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>12. 冷却材流量</td> <td>制御棒位置</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>13. 制御棒位置</td> <td>原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>14. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</td> <td>配置又は配置替えの都度</td> <td>取出後 1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>15. 原子炉内における燃料体の配置</td> <td>開始の都度</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>16. 運転開始前の点検結果</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	2. 定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	3. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	4. 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名 ^{*2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	6. 熱出力	原子炉に 1 体以上燃料が装荷されている	1 0 年間	7. 炉心の中性子束密度	炉心の温度	1 0 年間	8. 炉心の温度	冷却材入口温度	1 0 年間	9. 冷却材入口温度	冷却材出口温度	1 0 年間	10. 冷却材出口温度	冷却材圧力	1 0 年間	11. 冷却材圧力	冷却材流量	1 0 年間	12. 冷却材流量	制御棒位置	1 年間	13. 制御棒位置	原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	1 年間	14. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	配置又は配置替えの都度	取出後 1 0 年間	15. 原子炉内における燃料体の配置	開始の都度	1 年間	16. 運転開始前の点検結果			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）</th> <th style="width: 15%;">記録すべき場合^{*1}</th> <th style="width: 25%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名^{*2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 保全等の結果及びその担当者の氏名 (3) 保全等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>3. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 熱出力</td> <td>原子炉に 1 体以上燃料が装荷されている</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>5. 炉心の中性子束密度</td> <td>炉心の温度</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>6. 炉心の温度</td> <td>冷却材入口温度</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>7. 冷却材入口温度</td> <td>冷却材出口温度</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>8. 冷却材出口温度</td> <td>冷却材圧力</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>9. 冷却材圧力</td> <td>冷却材流量</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>10. 冷却材流量</td> <td>制御棒位置</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>11. 制御棒位置</td> <td>原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>12. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</td> <td>配置又は配置替えの都度</td> <td>取出後 1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>13. 原子炉内における燃料体の配置</td> <td>開始の都度</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>14. 運転開始前の点検結果</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	2. 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ^{*2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 保全等の結果及びその担当者の氏名 (3) 保全等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	3. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	4. 熱出力	原子炉に 1 体以上燃料が装荷されている	1 0 年間	5. 炉心の中性子束密度	炉心の温度	1 0 年間	6. 炉心の温度	冷却材入口温度	1 0 年間	7. 冷却材入口温度	冷却材出口温度	1 0 年間	8. 冷却材出口温度	冷却材圧力	1 0 年間	9. 冷却材圧力	冷却材流量	1 0 年間	10. 冷却材流量	制御棒位置	1 年間	11. 制御棒位置	原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	1 年間	12. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	配置又は配置替えの都度	取出後 1 0 年間	13. 原子炉内における燃料体の配置	開始の都度	1 年間	14. 運転開始前の点検結果			<p>原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正の反映及び記録項目の番号繰り上げ。以下同じ）</p>
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間																																																																																																		
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																																																																																		
2. 定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																																																																																		
3. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																																																																		
4. 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名 ^{*2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																																																																		
5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間																																																																																																		
6. 熱出力	原子炉に 1 体以上燃料が装荷されている	1 0 年間																																																																																																		
7. 炉心の中性子束密度	炉心の温度	1 0 年間																																																																																																		
8. 炉心の温度	冷却材入口温度	1 0 年間																																																																																																		
9. 冷却材入口温度	冷却材出口温度	1 0 年間																																																																																																		
10. 冷却材出口温度	冷却材圧力	1 0 年間																																																																																																		
11. 冷却材圧力	冷却材流量	1 0 年間																																																																																																		
12. 冷却材流量	制御棒位置	1 年間																																																																																																		
13. 制御棒位置	原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	1 年間																																																																																																		
14. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	配置又は配置替えの都度	取出後 1 0 年間																																																																																																		
15. 原子炉内における燃料体の配置	開始の都度	1 年間																																																																																																		
16. 運転開始前の点検結果																																																																																																				
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間																																																																																																		
1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間																																																																																																		
2. 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ^{*2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 保全等の結果及びその担当者の氏名 (3) 保全等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																																																																		
3. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																																																																																																		
4. 熱出力	原子炉に 1 体以上燃料が装荷されている	1 0 年間																																																																																																		
5. 炉心の中性子束密度	炉心の温度	1 0 年間																																																																																																		
6. 炉心の温度	冷却材入口温度	1 0 年間																																																																																																		
7. 冷却材入口温度	冷却材出口温度	1 0 年間																																																																																																		
8. 冷却材出口温度	冷却材圧力	1 0 年間																																																																																																		
9. 冷却材圧力	冷却材流量	1 0 年間																																																																																																		
10. 冷却材流量	制御棒位置	1 年間																																																																																																		
11. 制御棒位置	原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	1 年間																																																																																																		
12. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	配置又は配置替えの都度	取出後 1 0 年間																																																																																																		
13. 原子炉内における燃料体の配置	開始の都度	1 年間																																																																																																		
14. 運転開始前の点検結果																																																																																																				

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）			敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）			備考
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	
17. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1 年間	15. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1 年間	原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正の反映及び記録項目の番号繰り上げ。以下同じ）
18. 運転開始日時	その都度	1 年間	16. 運転開始日時	その都度	1 年間	
19. 臨界到達日時	その都度	1 年間	17. 臨界到達日時	その都度	1 年間	
20. 運転切替日時	その都度	1 年間	18. 運転切替日時	その都度	1 年間	
21. 緊急しゃ断日時	その都度	1 年間	19. 緊急しゃ断日時	その都度	1 年間	
22. 運転停止日時	その都度	1 年間	20. 運転停止日時	その都度	1 年間	
23. 警報装置から発せられた警報※ ³ の内容	その都度	1 年間	21. 警報装置から発せられた警報※ ³ の内容	その都度	1 年間	
24. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1 年間	22. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1 年間	
			23. 運転上の制限の点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1 年間（運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該記録について 5 年間）	
25. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5 年間	24. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5 年間	
26. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10 年間	25. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10 年間	
27. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後 10 年間	26. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後 10 年間	
28. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中 1 回	10 年間	27. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中 1 回	10 年間	
29. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度にあつては毎日 1 回、3 月間の平均濃度にあつては 3 月毎に 1 回	10 年間	28. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度にあつては毎日 1 回、3 月間の平均濃度にあつては 3 月毎に 1 回	10 年間	
30. 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	10 年間	29. 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	10 年間	
31. 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子※ ⁴ の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあつては毎年度 1 回、3 月間の線量にあつては 3 月毎に 1 回、1 月間の線量にあつては 1 月毎に 1 回	※ 5	30. 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子※ ⁴ の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあつては毎年度 1 回、3 月間の線量にあつては 3 月毎に 1 回、1 月間の線量にあつては 1 月毎に 1 回	※ 5	
32. 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年度 1 回	※ 5	31. 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年度 1 回	※ 5	
33. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※ 5	32. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※ 5	
34. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※ 5	33. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※ 5	
35. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1 年間	34. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1 年間	

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）			敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）			備考
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間	
36. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	※ 6	35. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	※ 6	原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正の反映及び記録項目の番号繰り上げ。以下同じ）
37. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※ 6	36. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※ 6	
38. 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり及び除去の都度	1 年間	37. 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり及び除去の都度	1 年間	
39. 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※ 6	38. 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※ 6	
40. 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※ 6	39. 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※ 6	
41. 事故の原因	その都度	※ 6	40. 事故の原因	その都度	※ 6	
42. 事故後の処置	その都度	※ 6	41. 事故後の処置	その都度	※ 6	
43. 風向及び風速	連続して	1 0 年間	42. 風向及び風速	連続して	1 0 年間	
44. 降雨量	連続して	1 0 年間	43. 降雨量	連続して	1 0 年間	
45. 大気温度	連続して	1 0 年間	44. 大気温度	連続して	1 0 年間	
46. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	45. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	
47. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3 年間	46. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3 年間	
48. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	※ 6	47. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	※ 6	
49. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果			48. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果			

※ 1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検・故障及び消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。

※ 2：実用炉規則第 3 7 条、第 5 7 条に基づく記録については、表 3 4 1-4、表 3 4 1-5 に示す。

※ 3：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第 4 7 条第 1 項及び第 2 項に規定する範囲の警報をいう。

※ 4：妊娠不能と診断された者を除く。

※ 5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間

※ 6：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

※ 1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検・故障及び消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。

※ 2：実用炉規則第 1 4 条の 3、第 5 7 条に基づく記録については、表 3 4 1-4、表 3 4 1-5 に示す。

※ 3：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第 4 7 条第 1 項及び第 2 項に規定する範囲の警報をいう。

※ 4：妊娠不能と診断された者を除く。

※ 5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間

※ 6：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定 (変更前)			敦賀発電所原子炉施設保安規定 (変更後)			備考
表 3 4 1 - 2 ^{※7}			表 3 4 1 - 2 ^{※7}			
記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更及び項目の番号繰り下げ。第 3 条関連項と二次文書の関係の見直し等を踏まえた文書の変更及び文書名の変更。以下同じ)
第 2 0 3 条 (品質保証計画) 4. 2 文書化に関する要求事項 4. 2. 1 一般 に定める次の文書及び記録 1. 文書化した、品質方針及び品質目標の表明 2. 品質マネジメントシステムの一次文書 (1) 第 2 0 3 条に定める品質保証計画 (2) 品質保証規程 3. 品質マネジメントシステムの二次文書 (1) 原子力施設の重要度分類基準要項 (2) 品質管理要項 (3) 文書取扱要項 (4) 品質記録管理要項 (5) 品質目標及び品質保証計画管理要項 (6) 品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項 (7) マネジメントレビュー要項 (8) 力量設定管理要項 (9) 運転責任者の合否判定等業務等に関する要項 (10) 原子炉主任技術者の選任及び職務要項 (11) 作業環境測定管理要項 (12) 運転管理業務要項 (13) 燃料管理業務要項 (14) 放射性廃棄物管理業務要項 (15) 放射線管理業務要項 (16) 保守管理業務要項 (17) 原子力災害対策業務要項 (18) コンプライアンス・安全文化醸成活動要項 (19) 官庁申請手続取扱要項 (20) 対外約束事項管理要項 (21) 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項 (22) 官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項 (23) 事故・故障時等対応要項 (24) 設計管理要項 (25) 調達管理要項 (26) 重要設備取引先登録要項 (27) 組織外所有物管理要項 (28) 予備品・貯蔵品取扱要項 (29) 内部監査要項 (30) 業務プロセスレビュー要項 (31) 試験・検査管理要項 (32) 不適合管理要項	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間	第 2 0 3 条 (品質マネジメントシステム計画) 4. 2 品質マネジメントシステムの文書化 4. 2. 1 一般 に定める次の文書 1. 品質方針及び品質目標 2. 品質マネジメントシステムの一次文書 (1) 品質保証規程 3. 品質マネジメントシステムの二次文書 (1) 原子力発電施設の重要度分類基準要項 (2) 品質管理要項 (3) 文書取扱要項 (4) 品質記録管理要項 (5) 品質目標及び品質保証計画管理要項 (6) マネジメントレビュー要項 (7) 力量設定管理要項 (8) 運転管理業務要項 (9) 燃料管理業務要項 (10) 放射性廃棄物管理業務要項 (11) 放射線管理業務要項 (12) 施設管理業務要項 (13) 原子力災害対策業務要項 (14) 安全文化育成・維持活動要項 (15) リスクマネジメント運用要項 (16) 対外約束事項管理要項 (17) 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項 (18) 外部コミュニケーション要項 (19) 事故・故障時等対応要項 (20) 設計管理要項 (21) 調達管理要項 (22) 重要設備取引先登録要項 (23) 内部監査要項 (24) 業務プロセスレビュー要項 (25) パフォーマンスレビュー要項 (26) 試験・検査管理要項 (27) 是正処置プログラム管理要項	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間	

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定 (変更前)			敦賀発電所原子炉施設保安規定 (変更後)			備考
記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	
<p>(33)原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項</p> <p>(34)データ分析要項</p> <p>(35)根本原因分析実施要項</p> <p>4. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために組織が必要と決定した記録を含む文書</p> <p>(1)三次文書</p> <p>(2)一次文書、二次文書及び三次文書に基づき作成する社内文書</p> <p>(3)外部文書</p>			<p>(28)データ分析要項</p> <p>(29)根本原因分析実施要項</p> <p>4. 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、<u>図面</u>等</p>			<p>原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更及び項目の番号繰り上げ。以下同じ)</p>
<p>5. JEAC4111 の要求事項に基づき作成する次の記録</p> <p>(1)マネジメントレビューの結果の記録</p> <p>(2)教育、訓練、技能及び経験について該当する記録</p> <p>(3)業務のプロセス及びその結果が、<u>要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</u></p> <p>(4)業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録</p> <p>(5)原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録</p> <p>(6)設計・開発のレビューの結果の記録、及び<u>必要な処置があればその記録</u></p> <p>(7)設計・開発の検証の結果の記録、及び<u>必要な処置があればその記録</u></p> <p>(8)設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び<u>必要な処置があればその記録</u></p> <p>(9)設計・開発の変更の記録</p> <p>(10)設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び<u>必要な処置があればその記録</u></p> <p>(11)供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録</p> <p>(12)プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録</p> <p>(13)業務に関するトレーサビリティの記録</p> <p>(14)組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</p> <p>(15)校正又は検証に用いた基準の記録</p> <p>(16)測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、<u>過去の測定結果の妥当性評価の記録</u></p> <p>(17)校正及び検証の結果の記録</p> <p>(18)内部監査の結果の記録</p> <p>(19)検査及び試験の合格判定基準への適合の記録</p>	作成の都度	5年	<p>5. 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録</p> <p>(1)マネジメントレビューの結果の記録</p> <p>(2)要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録</p> <p>(3)個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4)個別業務等要求事項の審査を実施した記録、及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(5)個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報の記録</p> <p>(6)設計開発のレビューの結果の記録、及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(7)設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(8)設計開発妥当性確認の結果の記録、及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(9)設計開発の変更の記録</p> <p>(10)設計開発の変更のレビューの結果の記録、及び<u>審査、検証及び妥当性確認の結果の記録並びにその結果に基づき講じた措置に係る記録</u></p> <p>(11)調達物品等の供給者等の評価の記録、及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(12)個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の記録</p> <p>(13)機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録</p> <p>(14)組織の外部の者の物品に関して、組織が必要と判断した場合の記録</p> <p>(15)校正又は検証の根拠の記録</p> <p>(16)監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合の<u>従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</u></p> <p>(17)監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録</p> <p>(18)内部監査の結果の記録</p> <p>(19)使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録</p>	作成の都度	5年	

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）			敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）			備考	
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間		
(20) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録			(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録			原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更。以下同じ）	
(21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録			(21) 不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置に係る記録				
(22) 是正処置の結果の記録			(22) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録			原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正の反映。以下同じ）	
(23) 予防処置の結果の記録			(23) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録				
※7：表 3 4 1 - 1，表 3 4 1 - 3，表 3 4 1 - 4 及び表 3 4 1 - 5 に掲げるものを除く。			※7：表 3 4 1 - 1，表 3 4 1 - 3，表 3 4 1 - 4 及び表 3 4 1 - 5 に掲げるものを除く。				
(中略)			(中略)				
表 3 4 1 - 4			表 3 4 1 - 4				
記録（実用炉規則第 37 条に基づく記録）	保存期間		記録（実用炉規則第 14 条の 3 に基づく記録）	保存期間			
1. 溶接事業者検査の結果	当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間		1. 使用前事業者検査の結果	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間			
(1) 検査年月日						(1) 検査年月日	
(2) 検査の対象						(2) 検査の対象	
(3) 検査の方法						(3) 検査の方法	
(4) 検査の結果						(4) 検査の結果	
(5) 検査を行った者の氏名						(5) 検査を行った者の氏名	
(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	当該溶接事業者検査を行った後最初の法第 4 3 条の 3 の 1 3 第 6 項の通知を受けるまでの期間		(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容				
(7) 検査の実施に係る組織						(7) 検査の実施に係る組織	
(8) 検査の実施に係る工程管理						(8) 検査の実施に係る工程管理	
(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項						(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	
(10) 検査記録の管理に関する事項						(10) 検査記録の管理に関する事項	
(11) 検査に係る教育訓練に関する事項		(11) 検査に係る教育訓練に関する事項					
表 3 4 1 - 5			表 3 4 1 - 5				
記録（実用炉規則第 57 条に基づく記録）	保存期間		記録（実用炉規則第 57 条に基づく記録）	保存期間			
1. 定期事業者検査の結果	その特定発電用原子炉施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間		1. 定期事業者検査の結果	その発電用原子炉施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間			
(1) 検査年月日						(1) 検査年月日	
(2) 検査の対象						(2) 検査の対象	
(3) 検査の方法						(3) 検査の方法	
(4) 検査の結果						(4) 検査の結果	
(5) 検査を行った者の氏名						(5) 検査を行った者の氏名	
(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容						(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	
(7) 検査の実施に係る組織						(7) 検査の実施に係る組織	
(8) 検査の実施に係る工程管理						(8) 検査の実施に係る工程管理	
(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項						(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	
(10) 検査記録の管理に関する事項						(10) 検査記録の管理に関する事項	
(11) 検査に係る教育訓練に関する事項		(11) 検査に係る教育訓練に関する事項					

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
	<p>附 則（ . . . ）</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>第 1 条</u> この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 1 0 日以内に施行する。</p> <p><u>2. 第 4 条及び第 2 0 4 条（保安に関する組織）並びに第 5 条及び第 2 0 5 条（保安に関する職務）に</u> <u>ついては、原子力規制委員会の認可を受けたのち、社長が組織改正を行う日と同日から適用する。</u></p>	

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>添付 2 - 4 長期<u>保守</u>管理方針 （第 3 2 8 条の <u>2</u> 関連）</p>	<p>添付 2 - 4 長期<u>施設</u>管理方針 （第 3 2 8 条の <u>6</u> 関連）</p>	<p>原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い、「保守管理」を「施設管理」に変更） 記載の適正化（条番号の繰り下げ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>2号炉 長期保守管理方針（始期：平成29年2月17日，適用期間：10年間） 高経年化対策の観点から充実すべき保守管理の項目はなし※¹ ※1：冷温停止状態※²が維持されることを前提とした評価による。 ※2：モード1，2，3及び4以外</p>	<p>2号炉 長期施設管理方針（始期：平成29年2月17日，適用期間：10年間） 高経年化対策の観点から充実すべき保守管理の項目はなし※¹ ※1：冷温停止状態※²が維持されることを前提とした評価による。 ※2：モード1，2，3及び4以外</p>	<p>原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い、「保守管理」を「施設管理」に変更）</p>

注）下線は変更事項に含まない。